

第2期石巻市子ども未来プラン

－第2期石巻市子ども・子育て支援事業計画－

中間見直し

令和4年9月

石 巻 市

第4部

施策の展開

[主な推進事業・取組みの見方]

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
5 地域子育て支援拠点事業 (再掲 107,180) [第5部] 妊 乳 小 中 高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12 か所⇒12 か所	子育て支援課

他の施策にも記載のある事業・取組みで、その事業番号を示しています。

第5部に示す子ども・子育て支援事業に基づく事業です。

左側が平成30年度における実績値、右側が令和6年度における目標値です。
数値での目標設定がなじまない事業・取組みは、文章で方向性を示しています。

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。
(色付きのマークが対象です。)

- 妊 …妊娠・出産期
- 乳 …乳幼児期・保護者
- 小 …小学生・保護者
- 中 …中学生・保護者
- 高 …高校生から・保護者

基本施策1 子どもの健やかな成長を支える (乳幼児期から青少年期までの成長を支える)

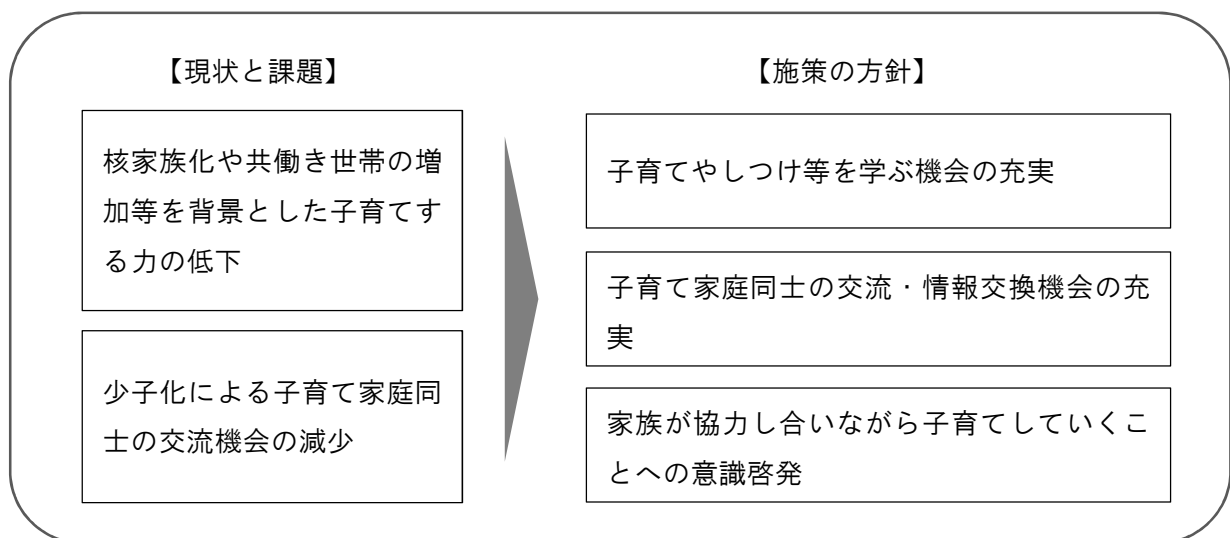
主要施策1-1 家庭における子育てする力の向上

■施策における現状と課題

- 子育ての第一義的責任をもつ家庭において、核家族化や共働き世帯の増加が進み、家庭における子育てする力の低下が指摘されています。また、子どもや子育て家庭自体が減少しており、子育て家庭同士の交流機会も減少してきています。
- ニーズ調査の結果を見ると、日常的に祖父母や知人に子どもを見てもらえる人がいる世帯のほうが、子どもに対して感情的な言葉を言ったり、ひどく叱責したことがある人の割合が低くなっています。また、子育てを主に母親が行っている人は、父母ともに行っている人に比べて「身体の疲れが大きい」、「精神の疲れが大きい」と回答した人の割合が高く、子どもの健全な育成にも影響を与えていることがうかがえます。
- 本市では、各種保健事業や家庭教育学級等を通じて、子どもの成長と子育てについて学ぶ機会の提供や父親の育児参加を促進するための取組みを推進するとともに、子育て家庭同士の交流を促進し、子育てについての情報交換や相談し合える環境づくりを図っています。
- 引き続き、様々な機会を活用しながら学習機会の充実を図るとともに、家族等が協力しあって子育てに対する意識啓発と実践を促進していく必要があります。また、子育てサークル数が減少しており、立ち上げや継続しやすいサポートが必要です。

■施策の方針

様々な機会を通じて、子どもの成長や子育てに関する正しい知識や技術の習得、子育てに関する情報交換等ができるための支援を行うとともに、家族が協力し合い、支え合いながら子育てしていくことの重要性を啓発していくことで、家庭における子育てする力の向上を図ります。



■具体的な取組み

(1) 子育てやしつけ等について学ぶ機会の充実

妊娠期からの様々な機会を活用し、子どもの成長・発達段階に応じた子育てやしつけ等についての正しい知識や技術の習得を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
1 家庭教育学級開設 事業 妊 乳 小 中 高	家庭や親の在り方、子どもの心身の成長と子育て、子どもの成長と家庭環境等家庭教育に関する学習の機会を提供し、子育てについての理解を深め、望ましい家庭教育ができるよう、幼稚園・保育所・こども園、小・中学校の主として保護者を対象に、地域のニーズに合った内容で学級を開設する。	幼稚園・保育所（園）における開設率 54%⇒60%	生涯学習課
2 家庭教育支援事業 (再掲 153) 妊 乳 小 中 高	子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど身近な人たちによる「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。	参加人数 771人⇒800人	生涯学習課
3 ブックスタート事業 妊 乳 小 中 高	乳幼児期に絵本との出会いの機会を創出し、さらには絵本の選び方や読み聞かせの方法について、3～4か月健診時に保護者へ啓発を行う。	継続して実施	生涯学習課
4 子ども展の開催 妊 乳 小 中 高	子育て中の市民を対象に、幼児期によりよい教育環境の創造をともに考えるため、子育て支援情報の周知や、幼稚園教諭、保育士等による体操やわらべ歌などを親子で行う。	参加人数 379人⇒400人	教育総務課 学校教育課 子ども保育課 子育て支援課

(2) 子育て家庭同士の交流・情報交換機会の充実

子育て支援センター事業、子育てサークル活動等を通じて、子育て家庭同士が交流し、子育てに関する情報交換や相談し合える関係づくりを促進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
5 地域子育て支援拠点事業 (再掲 107,180) [第5部] 妊乳小中高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12 か所⇒12 か所	子育て支援課
6 子育てサークル支援事業 妊乳小中高	子育てサークルの立ち上げ、運営に関する相談や、活動場所の提供等を行う。	子育てサークル 団体数 13 団体⇒13 団体	子育て支援課

(3) 家族が協力し合いながら子育てしていくことへの意識啓発

家族が協力し合って子育てしていくことの重要性について啓発し、特に父親の育児を促進するための取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
7 石巻市父子手帖の配付 妊乳小中高	本市独自の石巻市父子手帖を配付し、父親の育児参加の必要性を啓発する。	母子健康手帳交付時の配付率 83%⇒85%	健康推進課
8 父親の育児参加促進事業 妊乳小中高	イベント交流を通して、父親のネットワークの構築や育児の手法等を学べる機会を提供する。	イベント参加者数 266 人⇒270 人	子育て支援課
9 男女共同参画推進事業 妊乳小中高	「男女共同参画社会」の実現に向けた取組みにおいて、家庭における男女共同参画の推進を図る。	男女共同参画関連各種セミナー・イベント等の開催数 15 回	地域協働課
10 祖父母手帳の配付 【新規】 妊乳小中高	祖父母が育児のサポートをする時の知識を啓発する。	祖父母講座 年2回実施	子育て支援課

主要施策 1-2 地域における子育て支援の充実

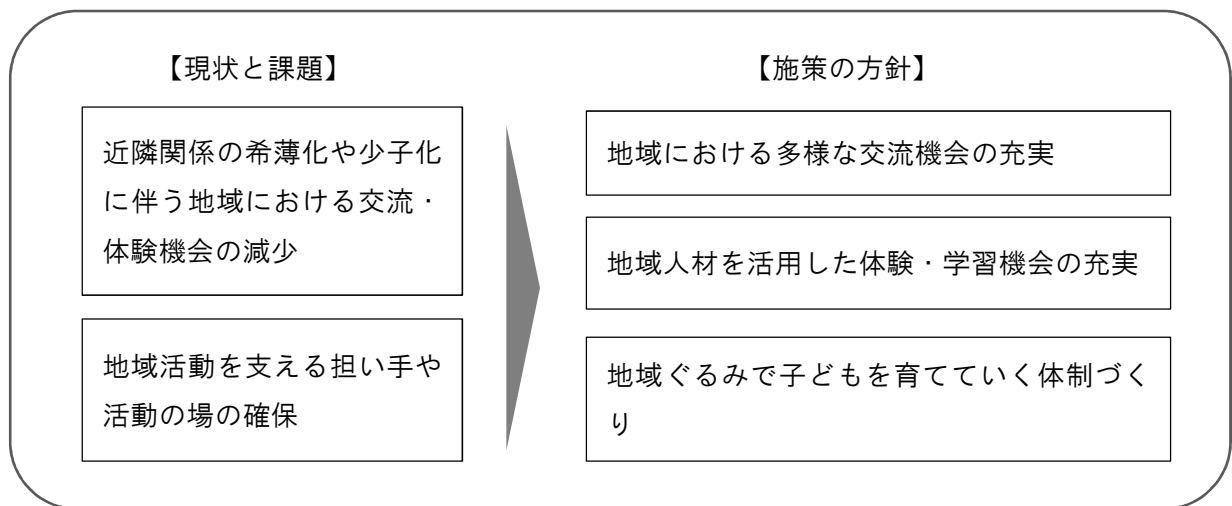
■施策における現状と課題

- 近隣関係の希薄化や少子化等に伴い、地域による子育て機能の低下が指摘され、子ども同士や子育て家庭同士の交流機会が減ってきている状況を踏まえ、地域ぐるみで子どもを育み、多様な交流がなされる地域づくりが求められています。
- 本市では、地域住民や地域活動団体等の協力を得ながら、小・中学生が小さな子どもや高齢者など多様な世代との交流機会を創出したり、様々な知識や技術を持つ人材を活用した体験活動・各種教室等を実施しています。また、地域と学校が連携して、地域の特色を活かした協働教育を推進しています。
- 今後、多様な交流・体験活動の一層の活性化を図っていくためにも、活動の場や地域人材の発掘、確保に努めるとともに、活動内容やその意義を周知啓発しながら、子どもや市民の積極的な参加を促進していく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが地域の中で健やかに成長していくことができるよう、地域の様々な知識や技術、経験等を持つ人材の発掘と協力を得ながら、多様な交流や体験・学習機会の充実を図ります。

また、地域活動団体や学校をはじめ、様々な主体が連携し、地域全体で子どもを育み、子育て家庭を見守り、支え合う体制づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 地域における多様な交流機会の充実

幼稚園・保育所や小・中学校等が連携し、様々な年代・世代が交流する機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
11 地域交流活動、異年齢・異世代交流活動推進事業 妊乳小中高	子どもたちが世代間の相互理解を進めるため地区の行事、高齢者福祉施設訪問・交流を実施する。また、小・中学校の行事にも参加し交流を推進する。	継続して実施	教育総務課 子ども保育課 学校教育課
12 幼稚園・こども園・保育所と小・中学校との異校種間交流 妊乳小中高	小学校においては、運動会等の行事を通じての交流、中学校においては、総合的な学習の時間や技術・家庭の授業等で、幼稚園・こども園・保育所での実習を行う。	継続して実施	学校教育課 教育総務課 子ども保育課

(2) 地域人材を活用した体験・学習機会の充実

市民や地域活動団体等の協力を得ながら、子どもたちが地域の自然や文化にふれ、学ぶ楽しさを実感できるような体験・学習機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
13 まちなか実験室事業 妊乳小中高	子どもの創造性を高めるための「遊びや体験の場」として、科学実験、自然観察、模擬発明、図画工作等の教室活動を展開する。	アンケートによる満足度 99%⇒100%	生涯学習課 令和3年度 事業終了
14 青少年海外(派遣・受入れ)研修事業 妊乳小中高	将来を担う高校生を海外に派遣又は受入れし、海外の人々との対話を通し異国の文化に触れ、また、自国の文化を披露することでお互いの文化の違いを認め、国際性豊かな人材を育成する。	交流事業参加人数 200人⇒400人	地域振興課
15 ふるさと子どもカレッジ事業 妊乳小中高	地域の教育力を活用し、子どもたちが郷土の自然、文化を体験的に学ぶことで、豊かな心を育む。	参加者数 35人⇒40人	生涯学習課
16 ふるさと大好き中学生育成事業 妊乳小中高	中学一年生を対象に、社会奉仕や伝統文化継承活動を通して、ふるさとを愛し、その発展に寄与する心情や態度を育む。	実施した中学校の割合 100%⇒100%	学校教育課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
17 インターンシップ 事業 妊乳小中高	中・高校生、大学生が就職や仕事への理解や関心を高めることを目的として実施される「勤労体験」、「職業体験」を行う。	継続して実施	人事課
18 放課後子ども教室 事業 (再掲 50,174) 妊乳小中高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3か所⇒6か所	生涯学習課

(3) 地域ぐるみで子どもを育てていく体制づくり

様々な知識や技術、経験等を持ち、活動に協力いただける人材の発掘、確保を図るとともに、団体活動の活性化や連携促進を図るなど、地域ぐるみで子どもを育てていく体制づくりを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
19 コミュニティ・スクール推進事業 妊乳小中高	全小・中学校にコミュニティ・スクールを導入することで、地域とともにある学校づくりを推進し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図る。	コミュニティ・スクール導入校数 50校	学校教育課
20 地域の人材の活用 妊乳小中高	地域の伝統・文化や地域資源、地域の人たちが持つ専門知識・能力や学校ボランティア等を活用した教育活動を推進する。	実施した学校の割合 100%⇒100%	学校教育課
21 協働教育推進事業 妊乳小中高	学校・家庭・地域が協働して、子どもたちの生きる力を育む教育活動の充実・改善を目指し、地域社会の中でたくましく生きる子どもを地域全体で育む活動を実践する。	協働教育実施学校数 全小・中学校	生涯学習課
22 地域づくり基金助成事業 妊乳小中高	子育て支援団体のみならず、市民が行政と協働してまちづくりを実施する事業や地域コミュニティの活性化を図る事業を行う団体に助成金を交付し、活動を支援する。	助成金申請件数 16件⇒18件	地域協働課
23 地域福祉推進事業 妊乳小中高	「地域福祉計画」について、その普及・啓発及び進行管理を行い、計画の推進を図る。	出前講座(地域共生社会)による啓発回数 4回	保健福祉総務課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
24 民生委員・児童委員関係事業 (再掲 183) 妊乳小中高	高齢者から子どもまで地域住民の相談役として、身近な地域課題を専門機関等へつなぐことにより地域福祉の向上を図っている。	民生委員定数の確保	保健福祉総務課
25 地域力強化推進事業 (再掲 148) 妊乳小中高	地域共生社会の実現に向け、地域住民の互助や多世代交流を促進するとともに、地域生活課題の把握と解決に取り組む担い手づくりを推進する。	助成事業数 25 回	保健福祉総務課



主要施策 1-3 幼児教育・保育の充実

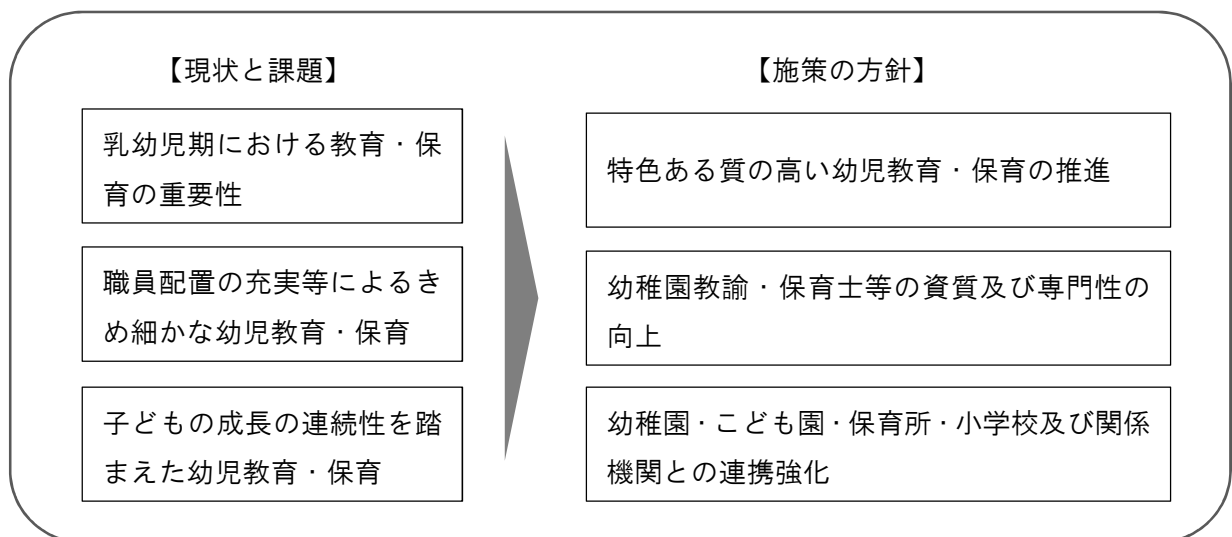
■施策における現状と課題

- 乳幼児期は、愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得などにおいて重要な時期であり、質の高い教育・保育の提供が求められます。
- 近年、子育て支援における保育所等に求められる機能等が拡充し、また、保護者からの期待も大きくなる一方で、保育士等にかかる負担も大きくなっており、子どもや保護者と向き合える体制の強化が課題となっています。
- 本市では、私立幼稚園、認可私立保育所及び認可外保育施設への委託費給付、運営費補助金の交付等を行うとともに、保育士及び幼稚園教諭が参加する合同研修会の実施等を通じて、幼児期の教育・保育の質の向上に努めています。
- 今後も、保育士等の確保による職員配置の充実に努めるとともに、保育士及び幼稚園教諭の資質及び専門性の向上に取り組んでいく必要があります。

■施策の方針

乳幼児期が、健やかな成長の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、本市の地域資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

また、子どもの発達に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園・こども園・保育所・小学校及び関係機関との連携強化を図ります。



■具体的な取組み

(1) 特色ある質の高い幼児教育・保育の推進

本市の地域資源を活用しつつ、子どもの健やかな成長に資する質の高い幼児教育・保育を提供できる体制の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
26 公立幼児教育・保育施設等の環境整備 妊 乳 小 中 高	公立幼稚園・保育所・こども園再編計画や、保育所の統廃合やこども園化を推進し、ニーズに応じた適正な教育・保育環境を整備する。	認可保育所施設数 18 施設	子ども保育課 教育総務課
27 特色のある教育・保育の推進 妊 乳 小 中 高	地域住民や様々な団体等の理解・協力を得ながら、多様な体験・交流機会の充実等、特色ある教育・保育を推進する。	全保育所で実施	子ども保育課
28 私立認可保育所委託事業 妊 乳 小 中 高	私立認可保育所へ委託費として支給を行うことにより、安定した経営のもと、各事業所の特色ある保育の提供と保育の質の向上を図る。	助成施設数 15 施設⇒19 施設	子ども保育課
29 認可外保育施設等の質の確保 妊 乳 小 中 高	認可外保育施設等に対し運営費を助成し、適正な運営と保育の質の確保を図る。	受入児童数 40 人⇒40 人	子ども保育課

(2) 幼稚園教諭・保育士等の資質及び専門性の向上

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を推進するとともに、研修等を通じて幼稚園教諭・保育士等の資質及び専門性の向上を図ります。

【主な推進事業・取組み】

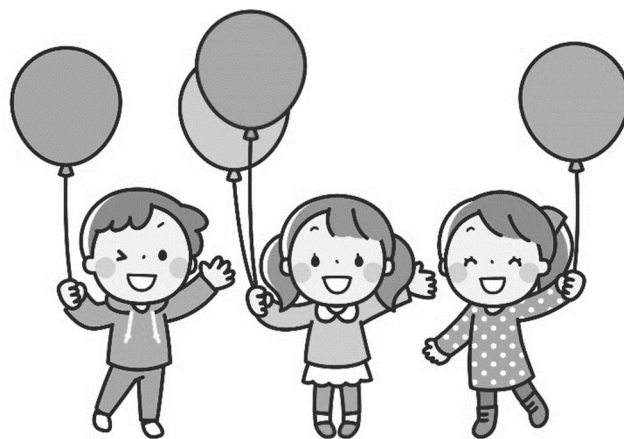
事業・取組み	事業概要	目標	担当課
30 幼保連携推進事業 妊 乳 小 中 高	幼稚園・保育所・こども園の職員が研修や交流を通して連携を図る。	合同研修会 開催回数 1 回⇒1 回 職員参加率 68.5%⇒70%	教育総務課 子育て支援課 子ども保育課 学校教育課

(3) 幼稚園・こども園・保育所・小学校及び関係機関との連携強化

子どもの発達段階に応じた適切な指導、支援を行うとともに、発達の連続性を踏まえた教育・保育を提供するための連携強化を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
31 幼稚園・こども園・ 保育所・小学校連 携推進事業 妊 乳 小 中 高	保育内容・教育内容について相互理 解を深め、子どもの発達の段階を踏 まえた適切な指導・支援を行うため 交流学习や連絡会議等を実施する。 また、小学校との円滑な接続の推進 について理解を深めるため、研修会 等を実施する。	幼稚園・こども 園・保育所との 連携・交流活動に 取り組んでいる 小学校数 29校⇒全小学校	学校教育課 教育総務課 子ども保育課



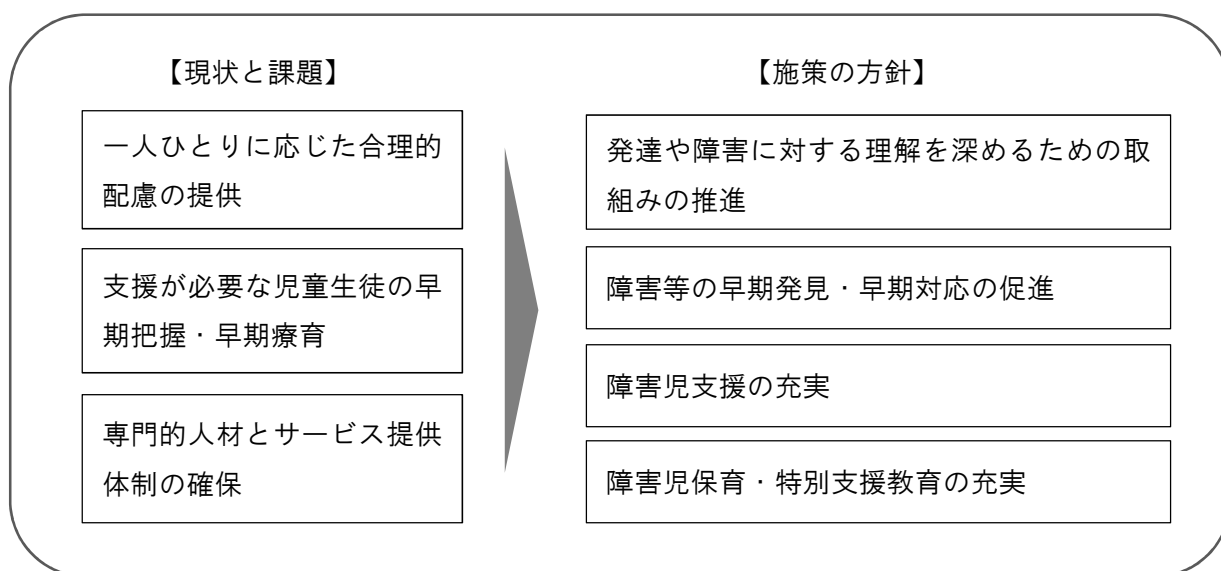
主要施策 1-4 発達支援・療育体制の充実

■施策における現状と課題

- 児童福祉法改正において、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化されました。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、障害を理由とするあらゆる差別の禁止や子ども一人ひとりの障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮が求められています。
- 本市では、母子保健事業等を通じて、障害の早期発見・早期対応を促すとともに、臨床心理士等による発達（療育）相談・訓練等を行っています。希望者も多く、相談員を確保していく必要があります。また、児童発達支援や放課後デイサービス等の障害福祉サービスの充実に努めていますが、重症心身障害児、医療的ケア児へのサービス提供体制の確保が課題となっています。
- 引き続き、支援が必要な児童生徒の把握に努め、一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな支援体制の充実に努めていくためにも、専門的人材の確保が必要です。

■施策の方針

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、地域及び関係者における発達・障害に対する理解を深めつつ、専門機関等との連携の下、一人ひとりの将来を見据え、特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した教育的支援の充実に努めます。



■具体的な取組み

（１）発達や障害に対する理解を深めるための取組みの推進

各種研修・講座等を通じて、子どもと関わる職員等の発達や障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な支援・指導につなげるとともに、合理的配慮がなされる環境づくりに努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
32 障害等に関する研修実施及び参加促進 妊 乳 小 中 高	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象に障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進する。	研修会開催数 1回	子ども保育課

（２）障害等の早期発見・早期対応の促進

母子保健事業等により障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
33 就学前ことばの教室の運営事業 妊 乳 小 中 高	幼児の言語障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行う。	継続して実施	学校教育課
34 発達相談事業 妊 乳 小 中 高	臨床心理士等専門相談員による相談を実施し、親の育児不安の軽減に努めるとともに、障害の早期発見や問題の改善を図る。	心理発達相談の実施回数 60回	健康推進課
35 母と子の遊びの広場事業（1歳6か月児健診の事後フォロー事業） 妊 乳 小 中 高	1歳6か月児健診の事後フォローとして、子どもの遊びと親の交流を通じて、子どものより一層の発達を促す。	実施回数 42回⇒42回	健康推進課

(3) 障害児支援の充実

一人ひとりの障害の状況等に応じた適切な支援・療育が行われるよう、障害児福祉サービスの充実に努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
36 かもめ学園管理事業 妊乳小中高	心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子どもの健全な育成等を図る。	継続して実施	障害福祉課
37 児童発達支援 妊乳小中高	身体障害や知的障害、精神に障害のある未就学児童（発達障害児含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数 53人⇒68人	障害福祉課
38 放課後等デイサービス 妊乳小中高	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立促進と放課後の居場所づくりを推進する。	利用者数 145人⇒210人	障害福祉課
39 日中一時支援事業 妊乳小中高	施設等において、知的障害者や障害児の見守りなどの一時預かりや社会適応のための日常的訓練を行う。	利用者数 56人⇒65人	障害福祉課

(4) 障害児保育・特別支援教育の充実

インクルージョン¹の理念に基づき、障害の有無に関わらず、必要な支援・配慮がなされながら、共に育ち、学ぶことのできる教育・保育を推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
40 障害児保育事業 妊 乳 小 中 高	障害のある子どももない子どもも、同じ地域社会の中で共に育ち学んでいけるよう、障害児を受け入れる民間保育施設を拡充するとともに、相談及び支援体制の充実を図る。	助成施設数 0 か所⇒2 か所	子ども保育課
41 特別支援教育支援員の配置 妊 乳 小 中 高	小・中学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。	現状に応じた支援員の配置	学校教育課

¹ インクルージョン：性別や人種、民族や国籍、社会的地位、障害の有無など、持っている属性によって排除されることなく、生活することができる状態のこと。特に教育・福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

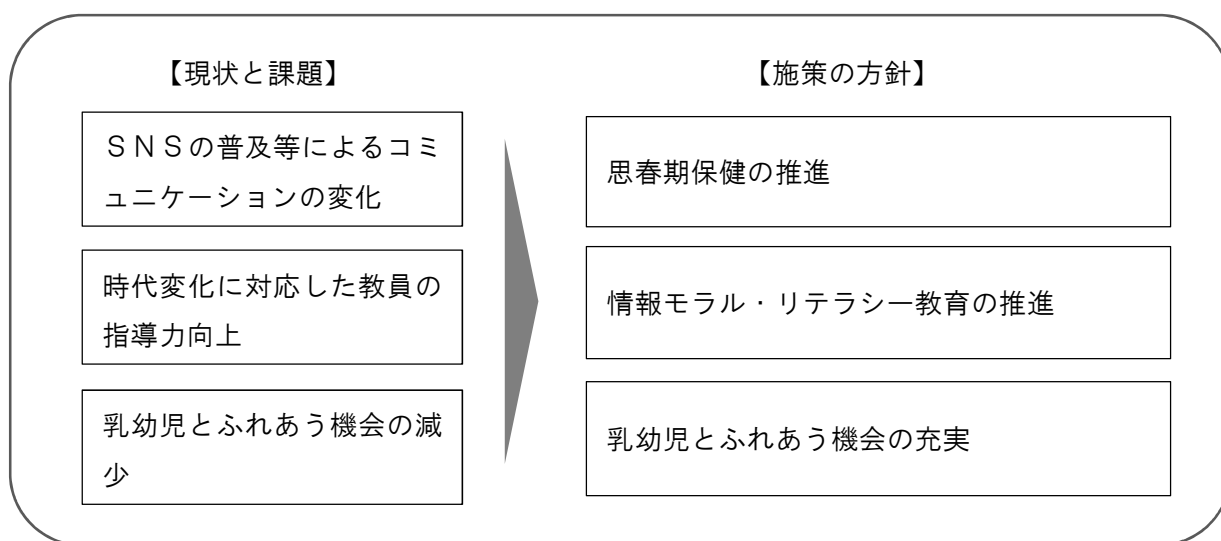
主要施策 1-5 心と体の健康づくりの推進

■施策における現状と課題

- 近年、情報通信技術の進展やインターネット、SNSの普及等により、コミュニケーションの在り方が変化してきており、それに伴い、思春期における心身の健康への影響や様々な問題が顕在化しています。
- 少子化の影響等により、普段の生活の中で乳幼児と関わる機会が減少してきています。
- 小・中・高等学校において、性教育や飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に向けた教育を推進しているほか、児童生徒の情報モラル²・リテラシー³の理解に向けて、教員の知識、技術の習得と指導力の向上を図るための研修等を実施しています。
- 今後も、関係機関と連携しながら、発達段階に応じた思春期保健の推進やSNSの適切な利用等について指導していく必要があります。

■施策の方針

家庭や学校保健と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNSに潜むリスク等についての基礎知識の普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと命を大切にし、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。



² 情報モラル：情報を扱う上で求められる道徳のこと。

³ リテラシー：自らの目的を達するために、ある分野や対象についての基礎的な知識や技能を活用できる能力のこと

■具体的な取組み

(1) 思春期保健の推進

保健体育等の授業において、発達段階に応じた性教育や飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に向けた指導を行います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
42 性教育の推進 妊 乳 小 中 高	保健体育等の授業において、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえて指導を行う。	学校保健教育に性教育計画を位置づけている学校の割合 100%⇒100%	学校教育課
43 喫煙、飲酒、薬物乱用防止等の指導 妊 乳 小 中 高	喫煙、飲酒、薬物に関して、保健体育の授業で取組む。	学校保健教育に性教育計画を位置づけている学校の割合 100%⇒100%	学校教育課

(2) 情報モラル・リテラシー教育の推進

指導する教員の基礎的知識の普及や指導力向上を図りつつ、情報の有効活用と併せ、情報モラルやSNS等に潜むリスク等についての普及啓発を図ります。

【主な推進事業・取組み】

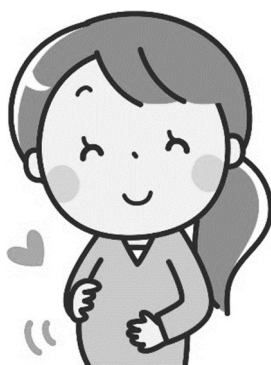
事業・取組み	事業概要	目標	担当課
44 情報モラル教室 妊 乳 小 中 高	小・中・高校生に対して、SNS等様々な情報を扱う上での危険回避能力を養わせるとともに、情報社会に正しく参画しようとする態度を育成する。	情報モラル教室を開催している学校の割合 75%⇒100%	学校教育課
45 石巻地区情報教育研修会 妊 乳 小 中 高	情報教育の課題について、外部講師を招いて研修会を実施し、教員の情報教育の基礎的知識や指導力の向上を図る。	研修会参加者 60人	生涯学習課
46 情報教育サテライト研修会 妊 乳 小 中 高	学校等におけるICT利活用や情報教育に関する校内研修を支援することにより、情報教育に関わる基礎的な知識・技能の習得と指導力向上を図る。また、児童生徒へ情報モラルに関する授業を行い、児童生徒が正しく情報社会に参画しようとする態度の礎を養う。	実施か所数 20か所	生涯学習課

(3) 乳幼児とふれあう機会の充実

命の大切さを実感し、妊産婦への思いやりを育むことができるよう、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
47 親になるための教育事業 妊乳小中高	思春期の中学生を対象に、乳幼児の交流を含め、妊娠・出産に関する正しい知識を習得してもらうための事業を実施する。	全中学校	地域振興課



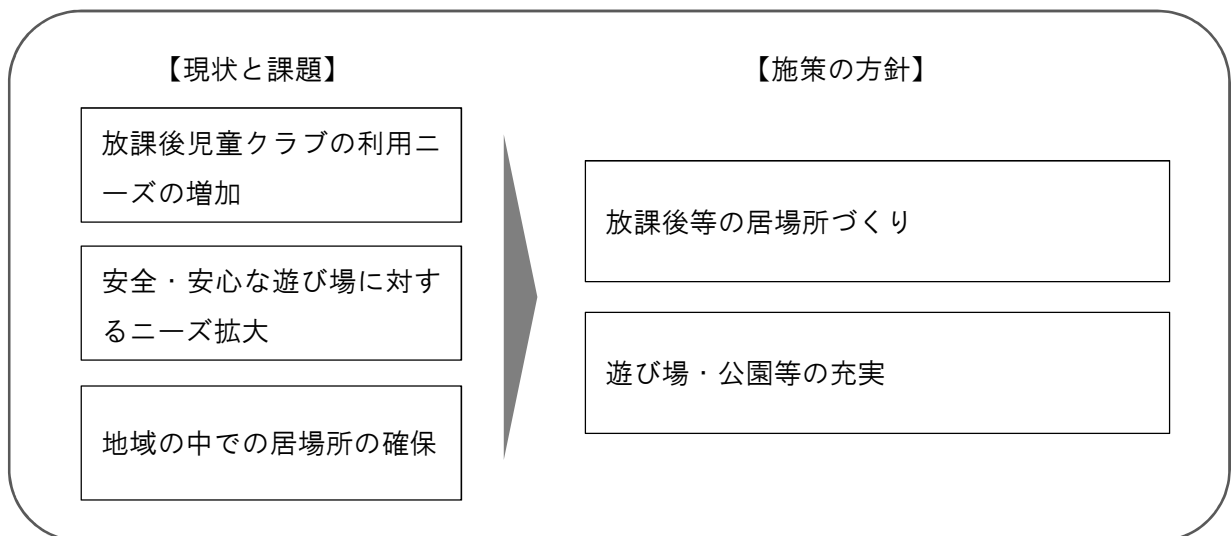
主要施策 1-6 居場所づくりの推進【重点施策】

■施策における現状と課題

- 核家族化、共働き家庭の増加に伴い、放課後等の子どもの居場所に対するニーズが高まっています。また、安全・安心に対する関心の高まり等を背景に、子どもたちが自由に思い切り遊んだり、過ごしたりできる場が限られてきています。
- ニーズ調査の結果を見ると、子どもが帰宅する時間に保護者や家族が家にいる人の割合は約 6 割であり、放課後児童クラブで過ごさせたい人の割合が増加しています。また、小学生では約 4 割の人が習い事をし、公園等で過ごす人は 1 割以下となっており、地域の中に子どもたちが安心して過ごすことができる場の充実を図っていく必要があります。
- 本市では、利用ニーズの高まりを受けて放課後児童クラブの整備拡充を進めていますが、一部で待機児童も発生しています。
- 国は「新・放課後子ども総合プラン」を定め、女性の就業率の向上を想定し、今後 5 年間で放課後の子どもの居場所整備を推し進めることから、本市においても学校施設の活用等、放課後の子どもの居場所づくりの推進が必要です。
- 平成 31 年 3 月に総合運動公園内に「こども広場」を開園したほか、身近な場所で思い切り遊ぶことができる場を創出するため、移動型プレーパークへの補助を実施しています。
- 今後は、公園の遊具設置などハード面での整備推進と併せ、放課後児童クラブの支援員等の確保及び資質向上、地域住民の子どもの遊びに対する理解や関わりの創出等、ソフト面での居場所づくりの推進を図っていく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが自分らしく、安心して過ごせる場所の充実を図ります。特に小学生から青少年期の子どもが家庭・学校以外の様々な人との交流・関わりを通じて社会性や信頼できる関係性が育まれる場としての居場所づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 放課後等の居場所づくり

放課後等に安心して過ごすことができる場の充実を図るとともに、地域の大人等との関わりを持ち、安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりを図ります。また、児童館機能をもった施設の設置についても検討します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
48 子どもセンター運営事業 (再掲 60,149) 妊乳小中高	児童厚生施設として、18歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722人 ⇒30,000人	子育て支援課
49 放課後児童健全育成事業 (再掲 134,173) [第5部] 妊乳小中高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,425人	子育て支援課
50 放課後子ども教室事業 (再掲 18,174) 妊乳小中高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3か所⇒6か所	生涯学習課
51 地域子ども食堂支援事業 (再掲 150) 妊乳小中高	「食」の提供と「見守り」を通じ、安心して過ごせる子どもの居場所として、地域において幅広い子ども等を対象に「子ども食堂」を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の子ども食堂開催数 180回	子育て支援課
52 放課後子ども総合プランの推進 妊乳小中高	「小1の壁 ⁴ 」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進する。 ※詳しくはP137「第5部 3 放課後子ども総合プラン」参照		子育て支援課 生涯学習課

⁴ 小1の壁：共働き家庭やひとり親家庭の子どもが小学校入学後に、預け先が見つからなかったり、預けることができる時間が短いこと等の課題に直面し、仕事と子育ての両立が困難になる状況。

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
53 ささえあいセンターにおける子育て・次世代支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	ささえあいセンター内に子どもたちの遊び場や憩いの場を整備し、交流や遊びを通じた児童の健全育成を図る。 ささえあいセンター内に子どもたちの遊び場や憩いの場を 活用 し、交流や遊びを通じた児童の健全育成を図る。 ※当事業はささえあいセンター開設の際に中高生がセンターのラウンジを使用することを見込み、青少年の健全育成のために見回りを実施することとしていた。しかし新型コロナウイルス感染症の影響が見回りをしても中高生が少なく、適正な実施回数を把握できていない。加えて令和3年3月からはささえあいセンターが新型コロナウイルスワクチン接種の会場になっており、事業が実施できていないため、令和6年度については数値を記載せず、巡回することを目標とする。	令和2年度から実施予定 年間利用延べ人数 3,600人 少年センターによる巡回を実施	子育て支援課 総合相談センター

(2) 遊び場・公園等の充実

安全・安心に思い切り遊ぶことのできる公園等の整備と利用促進を図ります。屋内の遊び場については今後さらに検討します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
54 移動型プレーパーク支援事業 (再掲 151) 妊 乳 小 中 高	自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成と見守りのため、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所として、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の移動型プレーパーク開催数 20回	子育て支援課
55 公園の整備・充実 妊 乳 小 中 高	児童遊園や児童公園、多目的広場など、子どもたちのための屋外の遊び場の整備を引き続き推進する。	公園整備数 2か所	都市計画課

基本施策2 子どもの人権の尊重と安全・安心を守る

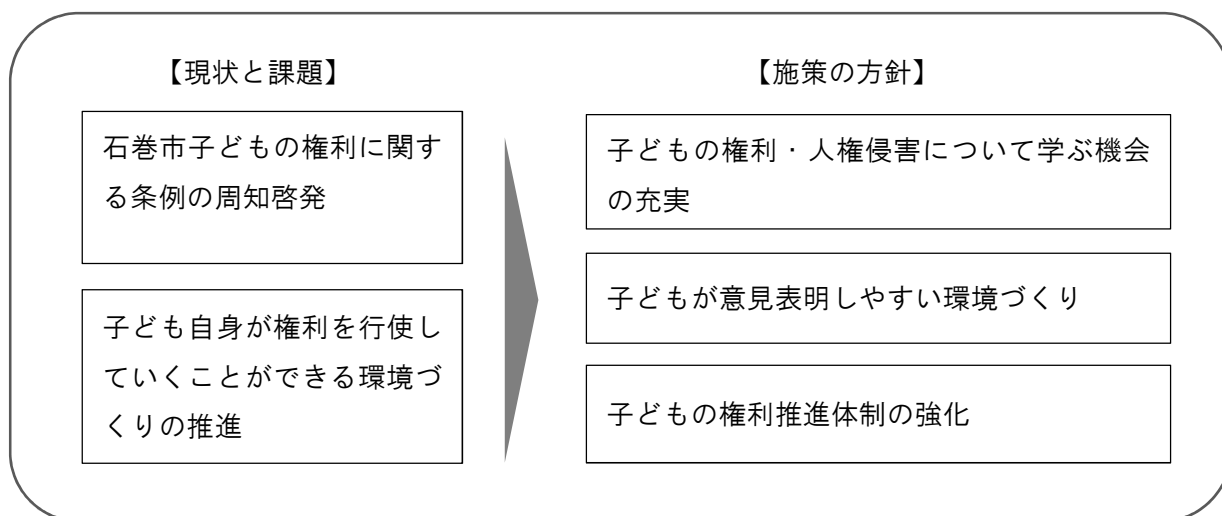
主要施策2-1 子どもの権利の推進

■施策における現状と課題

- 子どもの権利条約は、子どもの最善の利益を第一とし、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を守ることをうたっています。日本は平成6年に批准しています。
- 本市では、平成21年4月1日に「石巻市子どもの権利に関する条例」を施行しており、子どもの権利推進委員会が中心となって、周知啓発を行っています。
- 今後も、様々な機会を通じて子どもの権利に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、地域ぐるみで子どもの権利を守り、子ども自身が権利を行使していくことができる環境づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

「石巻市子どもの権利に関する条例」の周知啓発を図りつつ、子どもの権利についての理解を深める取組みを推進します。また、子ども自身が権利について知り、意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 子どもの権利・人権侵害について学ぶ機会の充実

石巻市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利や人権侵害について理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
56 子どもの権利についての理解促進と条例の周知啓発 妊乳小中高	子どもの権利の理解を広め、深めるため、講演会の実施や啓発用のグッズの配布を行う。	講演会等参加人数 148人⇒200人	子育て支援課
57 「心の教育」推進事業（人権教育の推進） 妊乳小中高	人権啓発活動の実施、人権教育の研修・実践例の提供、小・中・高等学校における人権教育年間指導計画の作成	人権教室開催校数 35校⇒全校	学校教育課

(2) 子どもが意見表明しやすい環境づくり

子ども自身が、子どもの権利について知り、その行使に向けて自らの考えを表明したり、周囲の大人等に声をあげることができるための取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
58 子どもの意見表明等への取組み 【新規】 妊乳小中高	より良いまちづくりのために、子どもたちの会議等を開催し、子どもの声を聞く機会を作る。	継続して実施	子育て支援課
59 いしのまき政策コンテスト 妊乳小中高	若者たちが住みたい石巻を実現するための政策アイデアの提案を通し、地域に関心を持ち愛着を持てるきっかけとする。	参加チーム数 9チーム	政策企画課
60 子どもセンター運営事業 (再掲 48,149) 妊乳小中高	児童厚生施設として、18歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722人 ⇒30,000人	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
61 定住外国人就学支援事業 妊 乳 小 中 高	本市の学校に就学を希望する外国籍の児童生徒を円滑に受け入れるため、外国語が使える就学支援員を配置し、外国籍の児童生徒をサポートする。	継続して実施	学校教育課

(3) 子どもの権利推進体制の強化

関係機関・団体等が連携し、子どもの権利を守るための取組みについて検討、推進する体制の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
62 子どもの権利推進委員会 妊 乳 小 中 高	子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進する。	子どもの権利推進委員会開催数 2回⇒3回	子育て支援課



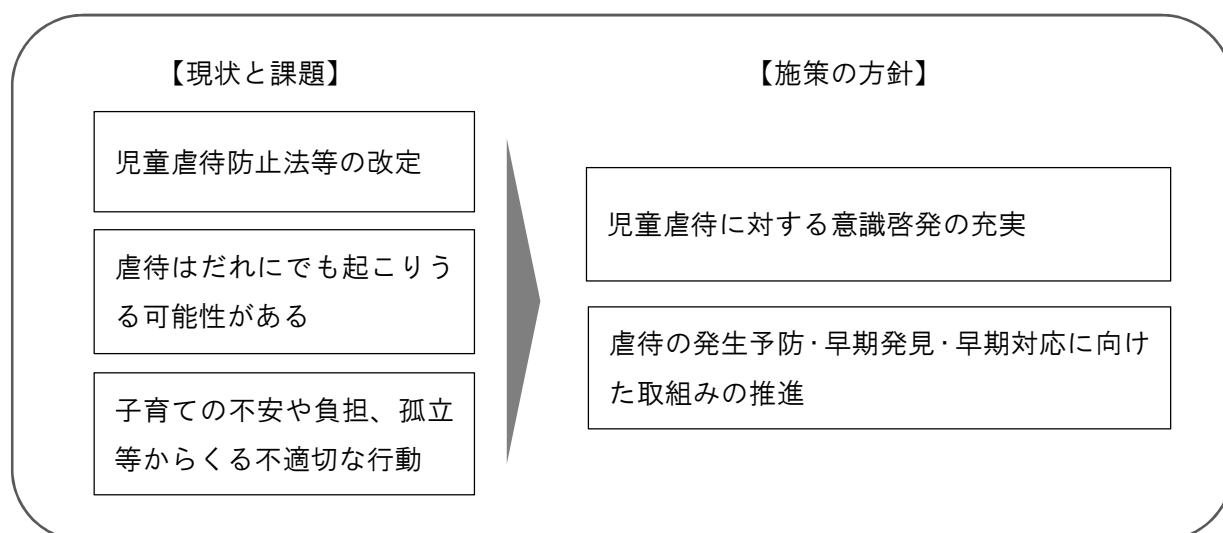
主要施策2-2 児童虐待防止対策の強化【重点施策】

■施策における現状と課題

- 近年、いじめや児童虐待などの重大な人権侵害により、心身に大きな傷を負い、尊い命が失われる事例も発生し、社会的関心が高まっています。こうした状況を受け、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）等が改正され、児童相談所の体制強化や親による体罰の禁止が規定されました。
- ニーズ調査では、約4割の人が子どもに対して虐待とされるような行為をしたことがあると回答しており、児童虐待は一部の特別な事案ではなく、だれにでも起こりうることであることがうかがわれます。特に子育てに不安や負担を感じている人やいわゆるワンオペ育児⁵の親にその傾向が強く、負担感の軽減や孤立化の防止に取り組む必要があります。
- 本市では、福祉、教育、保健、医療、警察、司法等の関係機関・団体により構成する「石巻市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の早期発見と適切な保護に向けた対応について協議しています。また、児童虐待に対する啓発活動や各種保健事業、子育て支援等を通して妊娠期からの早期支援に努めています。
- 県と連携しながら、里親支援や情報提供等を行うなど、社会的養護が必要な子どもが家庭的な環境で育つことができるための取組みを推進します。

■施策の方針

妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により虐待の発生予防に努めるとともに、関係機関等の緊密な連携により虐待が疑われる状況を早期に把握し、迅速、かつ、それぞれの状況に応じた適切な対応がとれる体制の強化を図ります。



⁵ ワンオペ育児：母親等が一人ですべての家事、育児を行わなければならない状況をいう。ワンオペとは、ワンオペレーションの略で、夜間などの時間帯に1人の従業員がすべての作業を行うこと。

■具体的な取組み

(1) 児童虐待に対する意識啓発の充実

様々な機会等を通じて、児童虐待について広く啓発を行い、児童虐待の発生予防と早期発見につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
63 児童虐待に対する意識啓発 妊 乳 小 中 高	住民を対象にした講演会の開催や毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」のポスターを医療機関や保育所、幼稚園、学校等に掲示するなどの啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に対しての関係機関への意識向上を図る。また、虐待防止のためのリーフレットを作成することで、早期発見のための相談窓口の啓発を図る。	講演会参加者数 250 人 「児童虐待防止推進月間」ポスター等配布 1,500 部(関係機関) 市民向けリーフレット配布 5,000 部	総合相談センター

(2) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応に向けた取組みの推進

児童虐待防止法に基づく通報義務の周知を図るとともに、関係機関・団体が緊密に連携しながら、虐待の発生予防に努めるとともに虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応に努めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
64 要保護児童対策事業 (再掲 177) 妊 乳 小 中 高	福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、虐待防止研修会等の開催や市民への啓発などを行う。	連携会議開催数 30 回⇒60 回	総合相談センター
65 家庭児童相談事業 (母子相談) 妊 乳 小 中 高	児童養育・虐待、DV等の家庭児童相談の複雑多様な相談を一つの窓口で受理し、適切な支援につなげることにより、市民と福祉の向上を図る。	継続して実施	総合相談センター
66 専門カウンセラー相談事業 妊 乳 小 中 高	児童の保護者等に対し、専門家がカウンセリングを実施し、保護者の心理ケアや養育指導等を継続的な関わりをもって、改善に向けた指導・助言を行う。	利用者数 45 人⇒50 人	総合相談センター

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
67 養育支援訪問事業 (再掲 152) [第5部] 妊 乳 小 中 高	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図る。	養育支援が必要な世帯への適切な対応 (市民相談：支援延時間数 650時間)	総合相談センター



主要施策 2-3 心のケアの充実

■施策における現状と課題

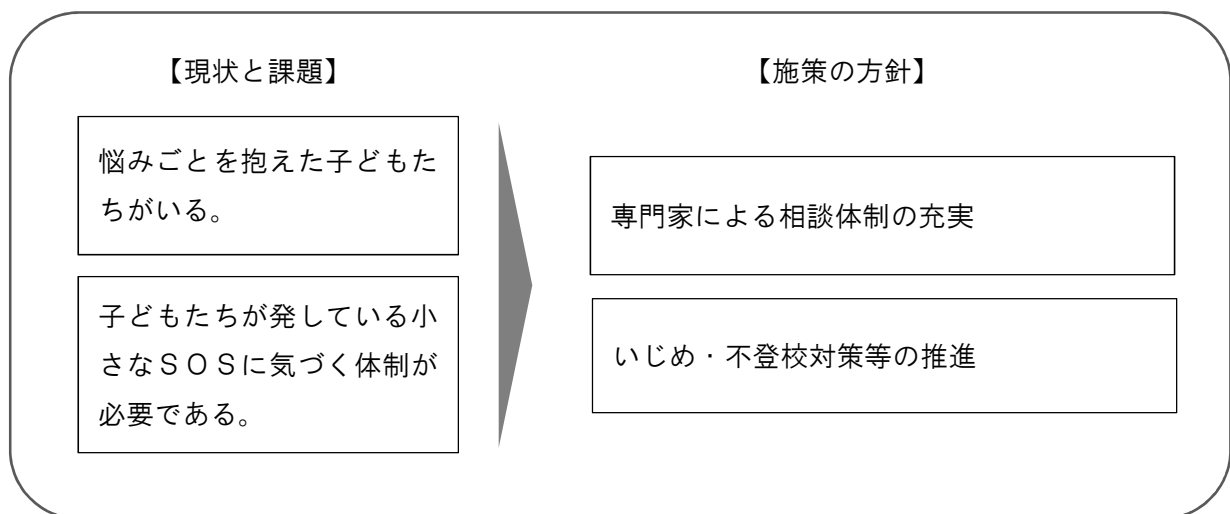
○本市では、子どもの心のケアを行うため、悩みや困りごと等を抱える子どもや保護者からの相談を受けるスクールカウンセラーを全ての小・中・高等学校に配置し、カウンセリングを行っているほか、スクールソーシャルワーカーが定期的に巡回し、生活全般にかかる複合的な課題に対する家庭支援を行っています。また、少年センターにおいても、いじめや不登校等に関する相談を受け付けています。

○今後は、複雑化、複合化する課題に包括的に対応するため、関係機関の連携強化や専門的な人材の確保等により、心のケアに向けた相談体制の充実を図っていくとともに、相談機関や周囲の大人等に相談しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

子どもたちが抱える複雑化、複合化した課題や困りごとに対応した専門的な相談支援ができる体制の充実を図ります。

また、関係者や周囲の大人等が、子どもの「声なき声」、子どもの変化に気づき、見守り支えることができる体制の強化や子どもが安心して、SOSを発信できる環境づくりを推進します。



■具体的な取組み

(1) 専門家による相談体制の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による専門的支援の充実を図るとともに、気軽に相談できる窓口の充実を図り、必要に応じて専門的な支援につなげます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
68 スクールカウンセラー配置事業 (再掲 184) 妊 乳 小 中 高	臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する専門家(臨床心理士又は準ずる者)を小・中学校及び市立高等学校に配置することにより、児童生徒の問題行動等の解決、未然防止、健全育成に資する。	希望する学校の実態に合わせた派遣及び配置	学校教育課
69 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業 (再掲 185) 妊 乳 小 中 高	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒の置かれた環境の問題(家族、友人関係等)について改善を図るための支援を行う。	継続して実施	学校教育課
70 少年センター相談事業 妊 乳 小 中 高	児童生徒の学校生活登校拒否や非行問題などの相談に応じる。	相談件数 10件⇒20件	総合相談センター

(2) いじめ・不登校対策等の推進

いじめや不登校等に適切に対応できる体制の強化に努め、安全・安心な就学環境をつくるとともに、困難に直面する子どもが自らSOSを発信することができるような環境づくりと、発信されたSOSに対し早期解決が図られるよう子どもに寄り添った取組みを推進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
71 適応指導教室運営 事業 妊乳小中高	学校適応に問題を抱える児童生徒に対して、個々の状態に応じた学習支援や社会性を養い、学校生活に向けた支援をする。	継続して実施	学校教育課
72 いじめ対策の推進 妊乳小中高	いじめに関する問題に組織的に対応するため、関係機関等との連携を推進するほか、教員や保護者を対象とした研修を通して「いじめを許さない風土づくり」を進め、いじめの未然防止及び早期解決を図る。	いじめ問題対策連絡協議会の開催数 3回⇒3回	学校教育課
73 心のサポート事業 妊乳小中高	心のサポートコーディネーター等が、ケアを必要とする児童生徒及び保護者に対し家庭訪問や関係機関等の連絡調整をする。	継続して実施	学校教育課
74 子どもの相談窓口の周知 妊乳小中高	子どもが相談できる窓口について、チラシ等により周知を図る。	配布回数 2回	子育て支援課

主要施策2-4 安全対策の充実

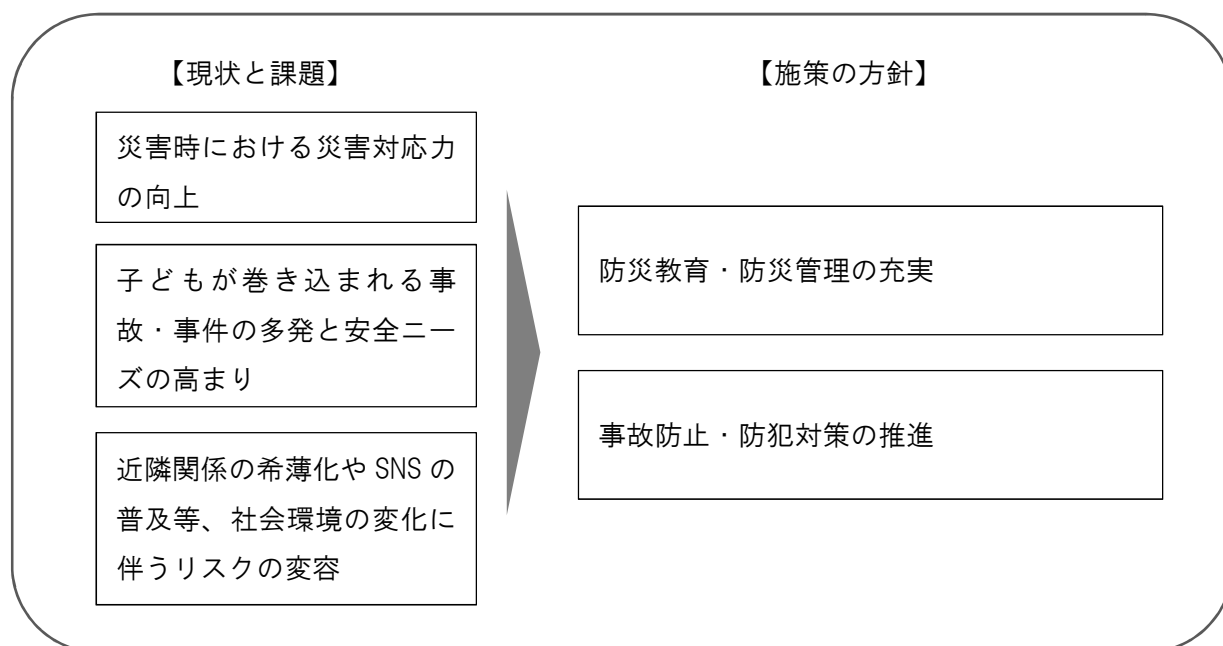
■施策における現状と課題

- 全国各地で地震や台風、大雨等の自然災害が多発しており、被害を最小限に抑えるための防災・減災対策を強化していく必要があります。また、子どもが巻き込まれる交通事故や犯罪被害が発生しており、安全に対する関心が高まり、子どもたちを守るための対策強化が求められています。
- 本市では、東日本大震災を教訓とし、防災教育副読本の活用や復興・防災マップづくりなどによる防災教育の推進を図り、児童生徒及び教職員の災害対応力の向上を図っています。
- 子どもの安全対策として、関係機関と連携しながら、幼稚園・保育所・小学校等における交通安全教室を開催しているほか、安全・安心な通学路の確保や犯罪等に関する情報提供等を推進しています。
- 今後も、子どもたちの安全を確保するため、学校等における防災対策の充実や交通安全施設の整備やバリアフリー化の推進等を図っていくとともに、子どもに対し自分を守ろうとする意識の啓発を図るなど、地域全体で見守る体制づくりを推進していく必要があります。

■施策の方針

災害時の子どもたちの安全を確保するため、東日本大震災を教訓とした防災教育の充実を図ります。

また、交通安全施設等の整備や子どもの交通安全・防犯意識の高揚、子ども自らが自身の安全を守るための対策促進を図るとともに、地域ぐるみで子どもを見守るための活動の活性化を図ります。



■具体的な取組み

(1) 防災教育・防災管理の充実

防災教育を充実させ幼児や児童生徒等の災害対応力を育成するとともに、防災管理に万全を期し、安全・安心な環境づくりを進めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
75 実践的な避難訓練の実施 妊 乳 小 中 高	様々な災害を想定した避難訓練を実施し、児童生徒等の災害対応力の育成を図る。	継続して実施	学校安全推進課
76 防災教育副読本の活用 妊 乳 小 中 高	児童生徒に防災の基礎的・基本的な知識を身につけさせるとともに、災害が起きたときには、自分の命を守り、共に助け合って主体的に行動しようとする力の育成を図る。	継続して実施	学校安全推進課
77 学校防災推進会議の開催 妊 乳 小 中 高	有識者、学校関係者、市担当部局、関係機関担当で構成する学校防災推進会議において、学校防災の今後の在り方について検討した結果を基に、具体的な事業を展開する。	年3回の本会議	学校安全推進課
78 防災主任研修会の開催 妊 乳 小 中 高	公立幼稚園、小・中・高等学校の教職員を対象とした防災主任研修会を開催し、教職員の災害対応力の向上を図る。	年4回の実施	学校安全推進課
79 学校防災フォーラムの開催 妊 乳 小 中 高	東日本大震災の教訓を踏まえ、石巻市の学校防災の取組みを広く発信することにより、学校防災の充実に資する。	年1回の実施	学校安全推進課
80 学校防災マニュアルの整備 妊 乳 小 中 高	公立幼稚園、小・中・高等学校の学校防災マニュアルの点検及び見直しを図る。	継続して実施	学校安全推進課

(2) 事故防止・防犯対策の推進

交通事故や犯罪に遭わないための意識醸成や施設・設備の整備を図ります。また、地域ぐるみで犯罪の起きにくい環境づくりを促進します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
81 交通安全教室 妊 乳 小 中 高	保育所・幼稚園・小学校において、警察や交通安全指導隊等による交通安全教室を実施し、交通安全意識の醸成を図る。	継続して実施	危機対策課
82 犯罪に関する情報提供 妊 乳 小 中 高	不審者の出没、犯罪が発生した場合にメール配信するなど情報共有を行い、注意喚起を図る。	継続して実施	学校安全推進課
83 地域社会の安全と平穏の促進 妊 乳 小 中 高	石巻市防犯協会等による防犯意識を高揚する啓発活動や、防犯パトロールの実施により、地域の安全や防犯意識の啓発を推進する。	継続して実施	危機対策課
84 街頭補導の強化 妊 乳 小 中 高	少年補導員による街頭指導を行う。	街頭補導等実施回数 600回	総合相談センター
85 不審者対策ネットワーク会議 妊 乳 小 中 高	会議の構成員である31団体のネットワーク会員が協力して市内小学校の通学路をパトロールする。	継続して実施	総合相談センター

基本施策3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (妊娠・出産期からの切れ目のない支援)

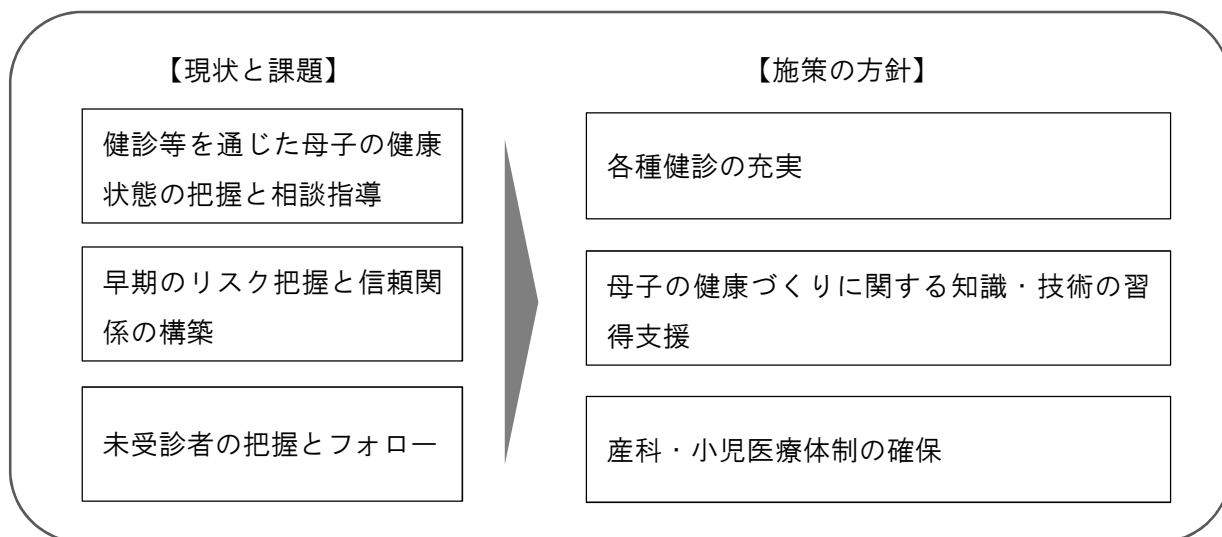
主要施策3-1 親と子どもの健康の確保及び増進

■施策における現状と課題

- 乳幼児健診をはじめ母子保健事業は、母子の健康状態を把握し、保健指導につなげるとともに、保健師との関わりを通じてその後の切れ目のない支援につながるきっかけとなります。未受診者は何らかの課題やリスクを抱えていることも想定されることから、その把握に努め、地域社会とのつながりをつくっていくことも重要です。
- 本市では、妊娠期からの妊婦健診・乳幼児健診や相談事業等を通じて、母子の健康状態を把握するとともに、子どもの健やかな成長に向けた指導や発達に関する悩み・不安についての相談等を行っています。
- 引き続き、産科・小児科医療体制の確保及び各種健診や母子保健事業の充実を図りつつ、事業の周知や参加しやすい実施に努め、受診率の向上及び参加促進に努めるとともに、健診未受診の親子に対するフォローを行い、状況を把握していく必要があります。

■施策の方針

妊娠期から学童期にかけての母子の健康の確保・増進に向けて、疾病の早期発見・早期治療や健康に関する正しい知識・技術等の普及に努めるとともに、安心して受診できる産科・小児医療体制の確保に努めます。



■具体的な取組み

(1) 各種健診の充実

妊娠期から学童期にかけての各種健診の充実により、母子及び児童生徒の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
86 妊産婦健康診査費 助成事業 (再掲 109) 妊乳小中高	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診を促し、妊娠時の異常の早期発見、早期治療を図り、安心、安全な出産ができるよう支援する。	妊婦健康診査受診率 98%	健康推進課
87 乳児一般健康診査 事業 妊乳小中高	乳児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、乳児の健康の保持増進を図る。	受診率(2か月) 92.2%⇒94.5%	健康推進課
88 乳幼児健康診査 妊乳小中高	3～4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、2歳児歯科健康診査を実施する。	受診率(3歳児健康診査) 97.4%⇒97.5%	健康推進課
89 就学時健康診断実施事業 妊乳小中高	学校保健安全法に基づき小学校就学前に各種健診及び検査等を実施することにより、幼児にかかる疾病等の早期発見及び健康保持・増進を図る。	実施率 100%⇒100%	教育総務課
90 健康診断・検査等 実施事業 妊乳小中高	定期的な健康診断や各種検査を行うことにより、児童生徒の健康の保持増進を図り、病気等の早期発見に努める。	実施率 100%⇒100%	教育総務課

(2) 母子の健康づくりに関する知識・技術の習得支援

各種相談・教室等を通じて、子どもの成長段階に応じた発達・発育や育児に関する知識・技術の習得を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
91 1歳児個別育児相談会 妊乳小中高	身体計測、口腔チェック、発育・発達・育児の相談、栄養相談を実施する。	実施回数 12回	健康推進課
92 もぐもぐ育児教室 妊乳小中高	5～8か月児の保護者を対象に、離乳の進め方等を市保健相談センター等で開催する。	実施回数 24回⇒18回	健康推進課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
93 食育教室 妊乳小中高	「石巻市食育推進計画」に基づき、小学生を対象に、食育について学ぶ機会を設け、健康づくりを支援する。	実施回数 4回⇒5回	健康推進課
94 お口の健康教室 妊乳小中高	保育所や幼稚園、子育て支援センターを会場に、教室を開催し、子どもや保護者が口腔内に関心を持ち、むし歯予防に対する意識の向上を図る。	開催数 47回⇒47回	健康推進課
95 小・中学校におけるお口の健康教室 妊乳小中高	児童生徒が、口の健康に関心を持ち、正しい歯みがき習慣が身につくよう支援する。	開催数 86回⇒86回	健康推進課
96 助産師による心とからだのトータルケア事業 (再掲 103) 妊乳小中高	妊娠・出産・子育てについて、助産師による個別相談や講座を実施する。	参加者数 585人⇒500人	子育て支援課 健康推進課

(3) 産科・小児医療体制の確保

関係機関と連携しながら、安心して出産でき、急病時等に受診できる医療体制の確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
97 休日等急患診療対策事業 妊乳小中高	医療機関が休みである休日における救急患者の診療体制を確保する。	継続して実施	健康推進課
98 宮城県こども夜間安心コール事業の周知 妊乳小中高	子どもが急な病気になった時に、夜間の電話による医療相談を行い、保護者の不安解消と、症状に応じ適切に対応できるように事業の周知をする。	継続して実施	健康推進課

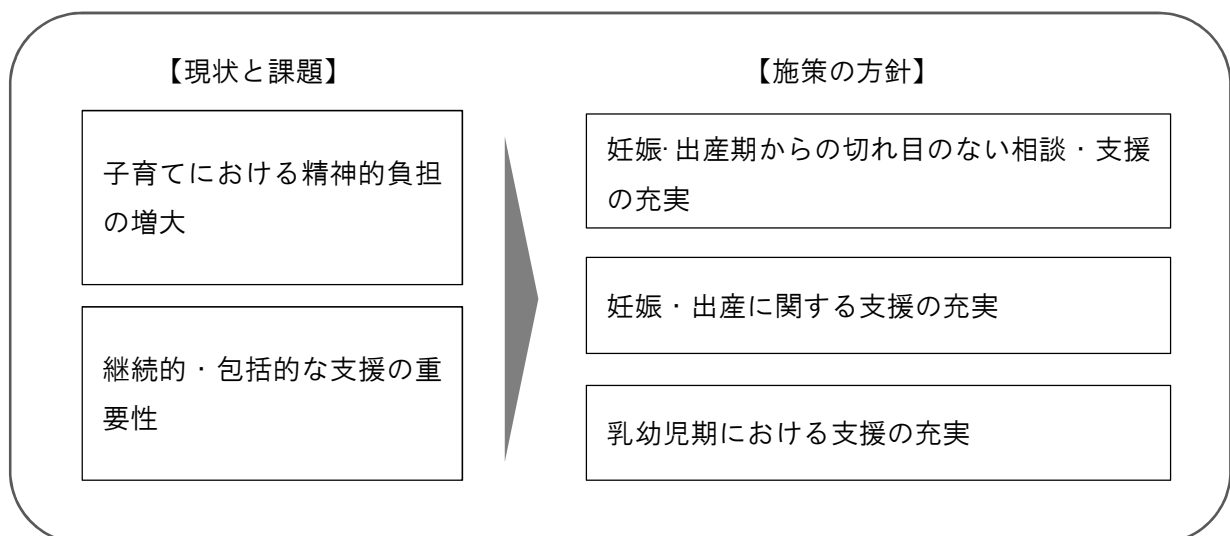
主要施策3-2 切れ目のない相談・支援体制の充実【重点施策】

■施策における現状と課題

- 複雑化、複合化する課題を抱えている子育て家庭に寄り添う支援をしていくためには、安心して身近に相談できる場所があり、信頼関係のもとで継続的、かつ、包括的に支援していく必要があります。
- ニーズ調査の結果を見ると、子育てする上で特に負担に思うこととして、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「自分の自由な時間がとれない」、「子育てで出費がかさむ」、「子育てによる精神の疲れが大きい」が上位にきており、経済的負担の軽減と併せて、精神的負担の軽減に向けた取組みを推進していく必要があります。
- 本市では、平成28年11月に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市役所内関係各課、各総合支所及び委託団体先に設置し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談や情報提供を行っています。また、安心して産み育てられる地域づくりも重要な役割の一つであることから、地域・関係機関との顔の見える関係づくりに取り組んでいます。
- 市内12か所の子育て支援センターでは、経験豊かな保育士等が相談に応じている他、親子同士が支えあえる関係づくりを進めています。
- 引き続き、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた包括的で切れ目のない相談支援体制の充実に努めるとともに、各種相談窓口や子育て支援事業の周知と相談支援につながらない親子の把握に努め、適切な支援につないでいくことが必要です。

■施策の方針

妊娠・出産期や子育て期の母親を包括的に支援できるよう、切れ目のない相談支援や様々な機会を通じた情報提供等の充実に努めるとともに、強い不安や課題等を抱える母子等を早期に把握し、継続した相談支援を行うことができる体制の強化に努めます。



■具体的な取組み

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない相談・支援の充実

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実を図るとともに、各種相談窓口や支援事業等についての周知と利用促進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
99 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) (再掲 127,175) [第5部] 妊乳小中高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3か所 母子保健型 7か所 特定型 1か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課
100 多機関協働による包括的相談支援 (福祉まるごと相談) (再掲 176) 妊乳小中高	各関係課が包括的に受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図ることが出来るよう連携・調整等の支援を行う。	継続して実施	保健福祉総務課
101 休日子育て相談事業 妊乳小中高	子どもセンター、ささえあいセンターにて土曜、日曜日に子育て相談を行う。	相談件数 101件⇒150件	子育て支援課
102 いしのまき子育て情報発信事業 【一部新規】 妊乳小中高	母子健康手帳の記録から地域の子育て情報までをスマートフォン等で見られる、子育て支援アプリを導入。市、関係機関からの子育て情報をリアルタイムに発信する。	アンケートによる満足度 100%	子育て支援課

(2) 妊娠・出産に関する支援の充実

妊産婦の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに、出産・育児に関する不安に対する相談支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
103 助産師による心とからだのトータルケア事業 (再掲 96) 妊乳小中高	妊娠・出産・子育てについて、助産師による個別相談や講座を実施する。	参加者数 585人⇒500人	子育て支援課 健康推進課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
104 乳児家庭全戸訪問事業 [第5部] 妊乳小中高	生後4か月までの乳児宅を保健師及び助産師が家庭訪問し、乳児及び産婦の健康面や養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供をする。	実施率 97.4%⇒98.5%	健康推進課
105 産後ケア事業 【新規】 妊乳小中高	産後ケアを必要とする産後1年以内の方に対し、心身のケアや育児のサポートを行う。	利用件数 280件	健康推進課
106 育児ヘルパー事業 (再掲 125、154) 【新規】 妊乳小中高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	年間利用世帯数 70世帯	子育て支援課

(3) 乳幼児期における支援の充実

親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談・助言等の支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
107 地域子育て支援拠点事業 (再掲 5、180) [第5部] 妊乳小中高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12か所⇒12か所	子育て支援課

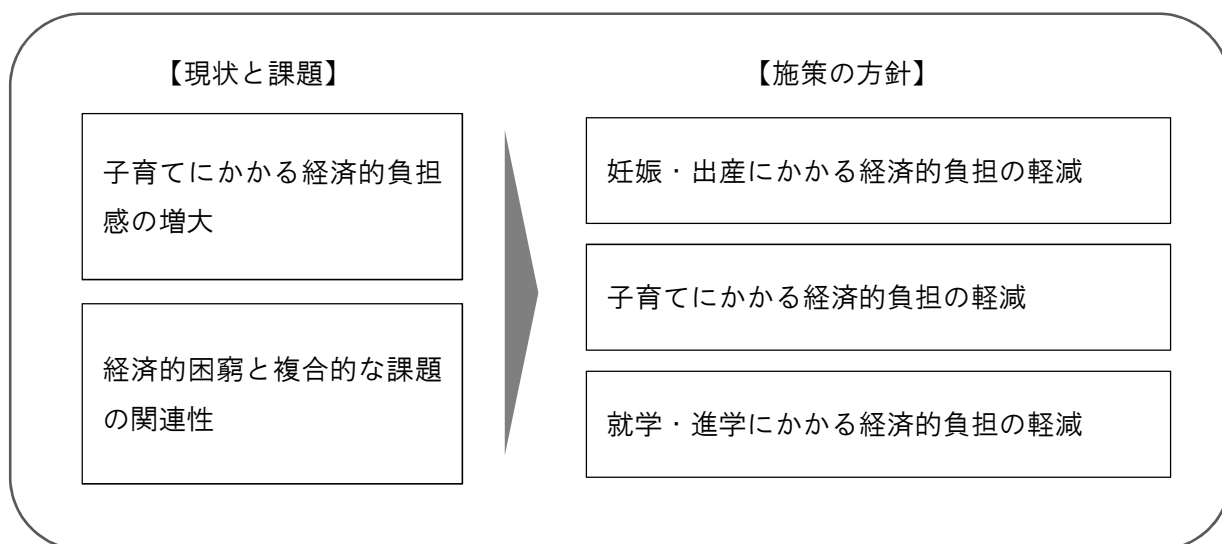
主要施策 3-3 経済的支援の充実

■施策における現状と課題

- 子育てにかかる経済的負担感は大きく、若者が結婚、出産をためらう要因の一つとなっています。また、経済的困窮は親子の心身の健康や様々な体験機会、進学等にも影響を与えることから、経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- 国は、社会全体で子育てを支える観点から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育にかかる利用料を無償化しています。
- ニーズ調査の結果を見ると、特に小学生保護者で「子育てで出費がかさむ」ことに負担を感じている人の割合が高くなっています。また、生活実態調査の結果からは、困窮層ほど健康状態や心の健康度が低く、また、中高生の授業の理解度が低い状況がみられました。
- 本市では、国の制度に伴う各種手当・助成に加え、第二子以降の小学校入学祝金の支給や就学・進学にかかる費用の負担軽減等を図っています。
- 引き続き、子育て家庭の状況を把握しつつ、経済的支援の充実に努めるとともに、対象者への適正な支給を図っていく必要があります。

■施策の方針

子育てにかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図るとともに、子どもの健全な成長に不可欠、かつ、大きな負担となっている費用等に対する支援の充実に努めます。



■具体的な取組み

(1) 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減

妊娠・出産を支援するため、必要な治療・医療等にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
108 特定不妊治療費助成事業 妊乳小中高	不妊治療を受けている夫婦に対し、「体外受精、顕微授精」の特定不妊治療及び男性不妊治療に対し、助成を行う。	適切な助成の実施	健康推進課
109 妊婦健康診査費助成事業 (再掲 86) 妊乳小中高	妊婦健診の費用を助成することにより、積極的な受診を促し、妊娠時の異常の早期発見、早期治療を図り、安心、安全な出産ができるよう支援する。	受診率 92.1%⇒98%	健康推進課
110 養育医療給付事業 妊乳小中高	医療を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において、必要な医療の給付を行う。	適切な給付の実施	健康推進課

(2) 子育てにかかる経済的負担の軽減

子どもが健やかに成長し、安心して子育てができるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
111 児童手当支給事業 妊乳小中高	中学校を卒業するまでの子どもを養育している方に、児童手当を支給する。	支給延べ児童数 154,887人	子育て支援課
112 子ども医療費助成事業 (再掲 158) 妊乳小中高	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成する。	適切な助成の実施	保険年金課
113 小学校入学祝金支給事業 (再掲 160) 妊乳小中高	第2子以降の小学校入学時に祝い金を支給する。	支給人数 473人	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
114 国民健康保険税子ども均等割減免 (再掲 159) 【新規】 妊 乳 小 中 高	国民健康保険税について、満 18 歳未満の子どもに対する均等割保険税を 3 割減免し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。	継続して実施	保険年金課

(3) 就学・進学にかかる経済的負担の軽減

経済的理由で就学が困難になったり、進学をあきらめざるを得ない状況に陥らないよう、就学や進学にかかる経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
115 就学援助事業 (再掲 143,161) 妊 乳 小 中 高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
116 奨学金貸与事業 (再掲 144,162) 妊 乳 小 中 高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
117 奨学金返還支援事業 (再掲 145) 妊 乳 小 中 高	地域包括ケアの推進に必要な医療・福祉・介護の専門職の人材確保と定住促進を目的として、市内居住及び市内事業所で就労するものが、自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長 3 年間、当該返還金の一部を助成する。	助成開始 3 年後の定住及び就業率 95%⇒100%	保健福祉総務課
118 震災奨学金給付事業 (再掲 146,163) 妊 乳 小 中 高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43 人	学校教育課

(4) 低所得世帯に対する経済的支援

低所得世帯やひとり親家庭の安定的な生活を確保するため、経済的支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
119 私立幼稚園補足給付費を支給する事業(給食の副食費の減免) 妊乳小中高	私立幼稚園(新制度未移行幼稚園 ⁶)の園児のうち低所得世帯等の保護者に対し給食の副食費を減免する。	該当保護者への実施率 100%	教育総務課
120 母子・父子家庭医療費助成事業 (再掲 156) 妊乳小中高	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。	適切な助成の実施	子育て支援課
121 児童扶養手当支給事業 (再掲 155) 妊乳小中高	父又は母と生計を同じくしていない子どもを育成している家庭において、子どもを監護する母若しくは、監護し、生計を同じくする父又は父母以外の方に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	適切な支給の実施	子育て支援課

⁶ 新制度未移行幼稚園：子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園

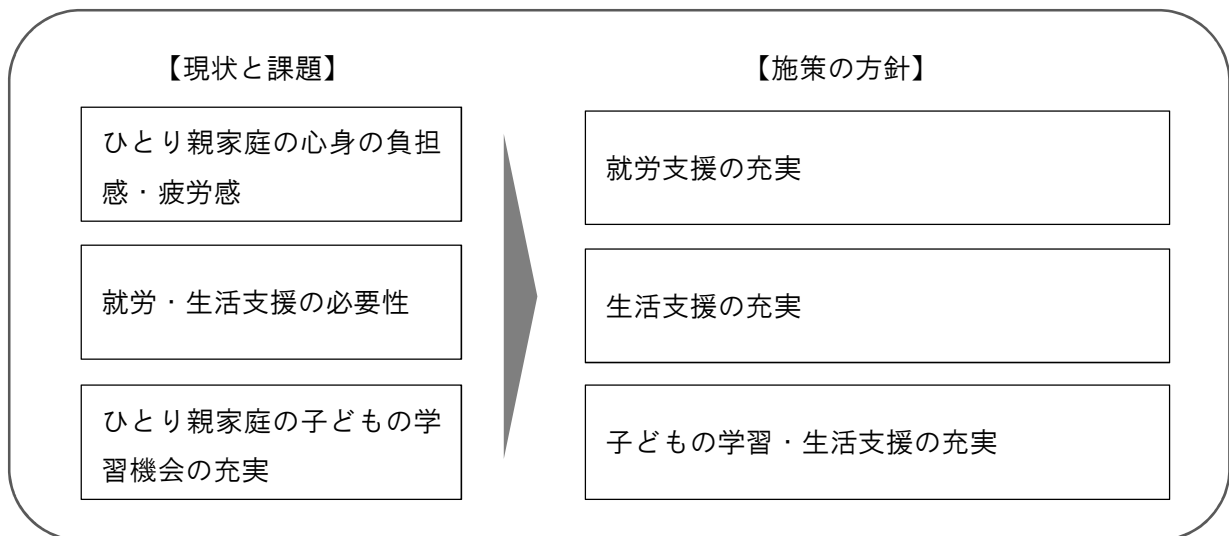
主要施策3-4 ひとり親家庭支援の充実

■施策における現状と課題

- ひとり親家庭は、子どもの養育と家計の維持を一人で担うとともに、相談相手が身近にいないことが多いなど、心身の負担感・疲労感が大きく、経済的にも厳しい状況に置かれています。
- 本市では、ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格取得のための修業や職業能力開発のための講座受講にかかる費用の一部を給付しています。
- 引き続き、ひとり親家庭の子育て等にかかる負担感の軽減のための生活支援の充実を図るとともに、ひとり親家庭の子どもの多様な体験や学習機会の確保を図っていく必要があります。

■施策の方針

ひとり親家庭が安心して子育てでき、子どもが健やかに成長できるよう、国の動向などを踏まえ、経済的自立に向けた就労支援や生活支援の充実を図るとともに、学習機会を得られるための支援の充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) 就労支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、よりよい条件での就労のための支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
122 高等職業訓練促進 給付金等事業 (再掲 157,164) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得(看護師、介護福祉士等)のため 6か月 以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 13件	子育て支援課
123 自立支援教育訓練 給付金事業 (再掲 165) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座(指定講座)を受講した場合、入学料及び受講料の 10割相当額(12,000円以上80万円×年数を上限、320万円以内) を給付する。	助成件数 5件	子育て支援課
124 高等学校卒業程度 認定試験合格支援 事業 (再掲 166) 妊 乳 小 中 高	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講にかかる費用の一部を助成する。	助成件数 1件	子育て支援課

(2) 生活支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てしながら安定的な生活を送ることができるため、相談支援や生活支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
125 育児ヘルパー事業 (再掲 106,154) 【新規】 妊 乳 小 中 高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	年間利用世帯数 70世帯	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
126 ファミリー・サポート・センター事業 (再掲 139) [第 5 部] 妊 乳 小 中 高	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するために、育児の援助を行いたい人と、これらの援助を受けたい人が会員として組織をつくり、相互援助を行う。	利用延人数 1,443 人 ⇒1,500 人	子育て支援課
127 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) (再掲 99,175) [第 5 部] 妊 乳 小 中 高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3か所 母子保健型 7か所 特定型 1か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課

(3) 子どもの学習・生活支援の充実

ひとり親家庭の子どもの学習支援や基本的な生活習慣の習得支援を行います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
128 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 142,147) 妊 乳 小 中 高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課

基本施策4 仕事と生活の調和の実現を促す

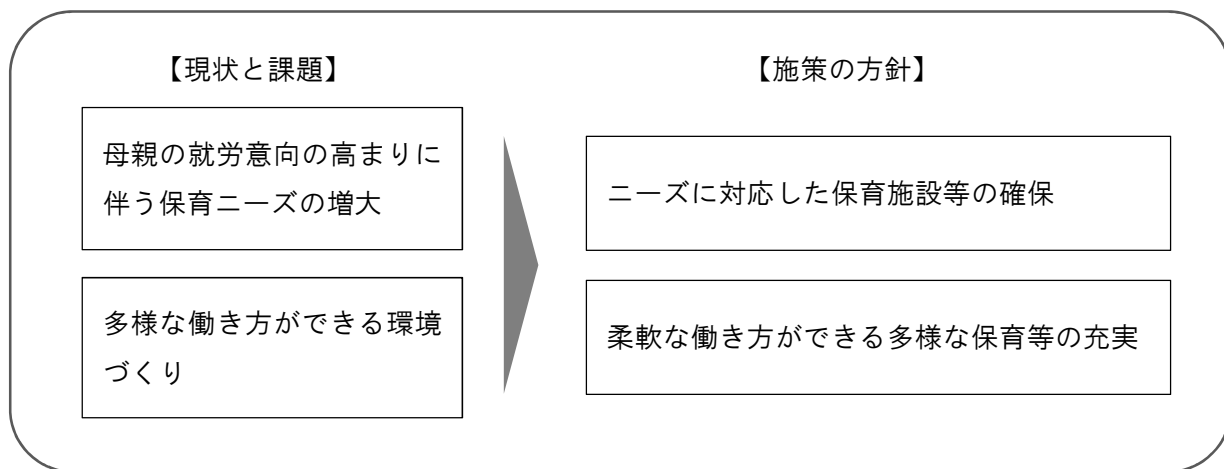
主要施策4-1 多様な保育サービスの充実

■施策における現状と課題

- 母親の就業率の上昇等により、保育ニーズが高まっており、本市でも待機児童が発生しています。ニーズ調査の結果を見ると、今後、さらに就労意向が高まることが見込まれます。
- 本市では、民間事業者による施設整備を推進し、平成27年度から4年間で認可保育所7施設、小規模保育事業所8施設が設置されたほか、平成29年度からは公設民営なども実施しています。
- 今後も、少子化の状況を踏まえつつ、適切に保育ニーズを見込み、待機児童の解消に取り組んでいくためにも、保育士の確保に取り組んでいく必要があります。

■施策の方針

保育ニーズに応じた保育提供体制の充実を図り、待機児童の解消に努めます。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) ニーズに対応した保育施設等の確保

保育ニーズに対応した提供体制を確保するため、多様な主体による保育施設の充実に努めるとともに、保育士の確保・定着に取り組み、質の確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
129 民間保育所助成事業 妊乳小中高	認可外保育施設に運営費及び低年齢児保育事業への助成を行うことにより、適正な運営と低年齢児童の保育促進を図る。	受入児童数 29人⇒40人	子ども保育課
130 地域型保育事業 妊乳小中高	地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育を提供することにより、子どもの成長を支援する。	助成施設数 8か所	子ども保育課
131 認定こども園の設置促進 妊乳小中高	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設を設置する。	令和2年度に1施設開設 令和6年度に2施設開設	子ども保育課
132 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 妊乳小中高	公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき体制整備を図る。	施設整備数 3施設	子ども保育課
133 保育士の確保・定着に向けた取組みの推進 妊乳小中高	処遇改善や各種支援施策を講じることにより、保育士の確保及び定着を推進する。	継続して実施	子ども保育課
134 放課後児童健全育成事業 (再掲 49,173) [第5部] 妊乳小中高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,425人	子育て支援課

(2) 柔軟な働き方ができる多様な保育等の充実

様々な勤務形態や働き方に対応し、仕事と子育ての両立を支援するためのきめ細かな保育サービスの充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
135 延長保育事業 [第5部] 妊乳小中高	やむを得ない理由により延長保育が必要である子どもに対し、通常の保育所開所時間を越えて保育を実施する。	公立保育所での 1施設当たりの 利用者数 150人	子ども保育課
136 休日保育事業 妊乳小中高	保護者が就労等により休日において子どもを家庭で保育できない場合に、保護者を支援するとともに、子どもの健全育成を図ることを目的に休日に保育を実施する。	令和6年度から 1施設	子ども保育課
137 一時預かり事業 [第5部] 妊乳小中高	パート就労等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や幼稚園での預かり保育、保護者の傷病等による緊急時の保育を実施する。	延べ利用者数 4,756人⇒5,277人	子ども保育課 教育総務課
138 病後児保育事業 [第5部] 妊乳小中高	病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもを一時的に預かることで保護者の子育てと就労を支援する。	利用延人数 297人⇒400人	子育て支援課
139 ファミリー・サポート・センター事業 (再掲126) [第5部] 妊乳小中高	仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を推進するために、育児の援助を行いたい人と、これらの援助を受けたい人が会員として組織をつくり、相互援助を行う。	利用延人数 1,443人 ⇒1,500人	子育て支援課

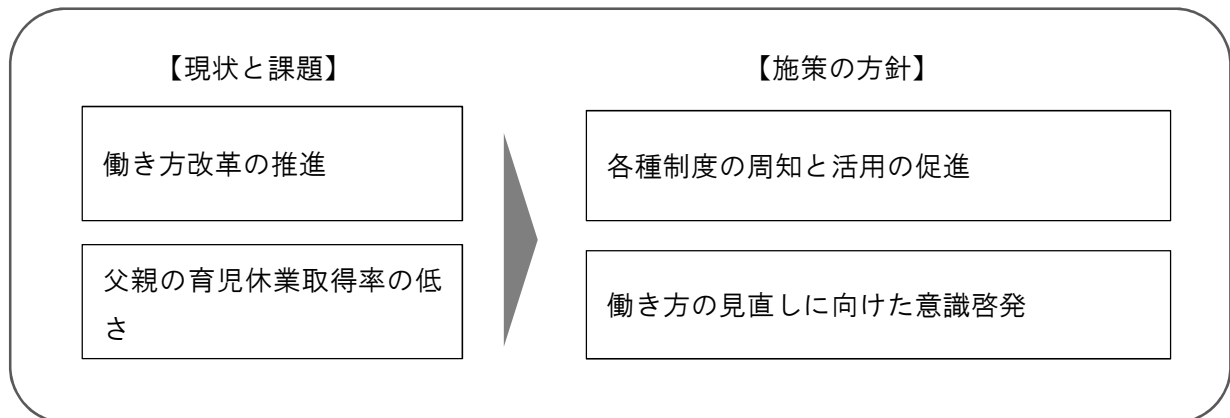
主要施策4-2 子育てしやすい就労環境の整備

■施策における現状と課題

- 国が働き方改革を推進し、長時間労働の見直しや多様な働き方ができる就労環境の整備を推進しています。また、女性の活躍推進に取り組まれる中、企業には、仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備等に向けた行動計画の策定が求められています。
- ニーズ調査の結果を見ると、勤務している職場における子育て家庭に対する配慮として、短時間勤務制度の利用や子どもの看護休暇、育児休業を取得しやすい環境づくり等、多くの項目において前回より割合が増加しており、子育てに対する職場の理解が進んでいる状況がうかがえます。一方で、父親の約9割が育児休業を取得していないと回答しており、父親のワーク・ライフ・バランスの実現が課題となっています。
- 引き続き、子育てしやすい就労環境の整備を進めていく中で、特に父親の働き方に対する意識改革を進め、子育てに積極的に関わることができる環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の方針

出産を希望し、また、妊娠・子育て中の従業者が働きやすい就労環境の整備を促進するため、事業者及び従業者に対し、仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知と利用促進を図るとともに、不妊治療や妊娠・出産、子育てに対する職場の理解や父親の働き方の見直しに向けた啓発に努めます。



■具体的な取組み

(1) 各種制度の周知と活用の促進

仕事と子育ての両立を支援する各種制度の周知を図り、企業・事業所における制度の整備促進と活用促進を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
140 各種制度の周知 妊乳小中高	男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や育児休業給付等支援制度など、各種制度の積極的な活用を周知する。	継続して実施	商工課

(2) 働き方の見直しに向けた意識啓発

子育てに積極的に関わることができる働き方の見直しに向けた意識啓発を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
141 子育てしやすい職場環境整備推進事業 (再掲 172) 妊乳小中高	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進する。	講座等の実施回数 3回	地域振興課

基本施策5 子どもの貧困対策をすすめる

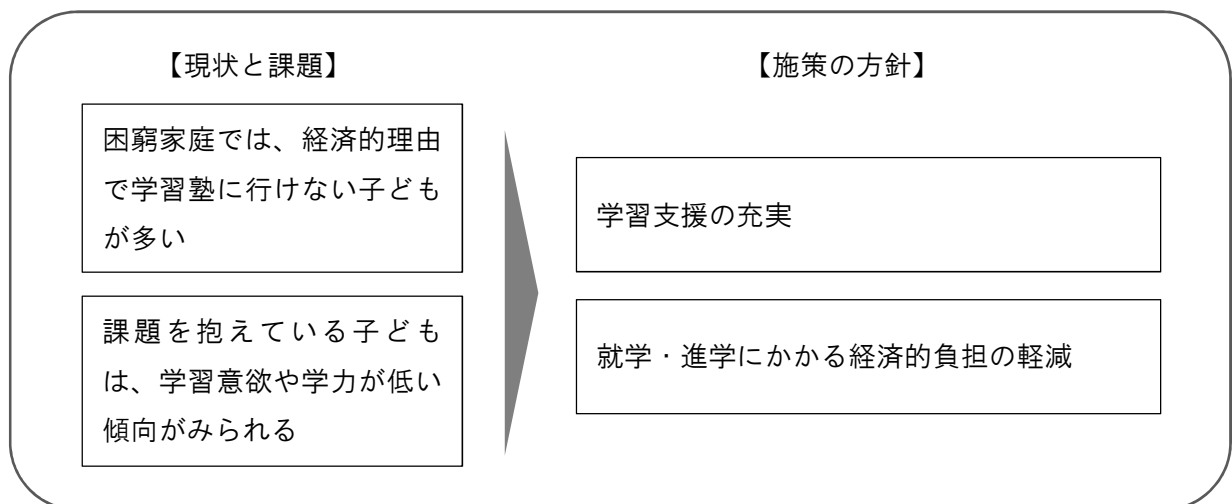
主要施策5-1 教育・学習支援の充実

■施策における現状と課題

- 貧困の連鎖を断つためには、安定した生活基盤の確保を目指して、子ども一人ひとりがおつ個性や能力、可能性を最大限伸ばすことができる教育を受け、それぞれの夢に挑戦できるように支えていく必要があります。
- 生活実態調査の結果を見ると、困窮層の7割以上が学習塾（家庭教師）の利用が経済的にできないと回答しており、一般層との大きな差が見られます。また、困窮層世帯の中高生の多くが経済的理由で大学や専門学校への進学をあきらめている状況がうかがえます。さらに、学校ヒアリング調査では、児童生徒が抱える課題として「学習意欲が低い」、「学力が低い」との回答が高くなっています。
- 本市では、生活困窮家庭の子ども等を対象に教室を開設し、学習機会の提供や進学等にかかる相談支援を行っています。
- 今後は、学習支援機会のさらなる充実に努めるとともに、学習意欲を高め、進学を支援するためにも、目標となる大人等との関わりの創出や進学のための様々な支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。また、学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム⁷と位置づけ、子ども一人ひとりに対するきめ細かな指導に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関連機関との連携を強化し、また、経済的な理由で就学・進学をあきらめることのないよう、経済的負担の軽減を図ります。



⁷ プラットフォーム：基盤や土台、環境等を指す言葉。

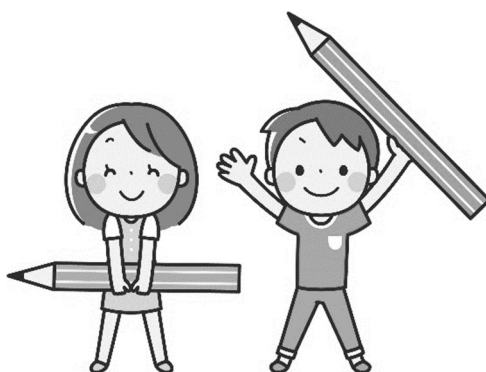
■具体的な取組み

(1) 学習支援の充実

学習習慣の定着や一人ひとりの学力、意欲に応じた学習支援の充実に努めるとともに、学習支援を通して目標となる身近な大人との関わりができる地域づくりを進めます。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
142 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 128,147) 妊 乳 小 中 高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課



(2) 就学・進学にかかる経済的負担の軽減

経済的な理由で就学・進学をあきらめることのないよう、経済的負担の軽減を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
143 就学援助事業 (再掲 115,161) 妊乳小中高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
144 奨学金貸与事業 (再掲 116,162) 妊乳小中高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
145 奨学金返還支援事業 (再掲 117) 妊乳小中高	地域包括ケアの推進に必要となる医療・福祉・介護の専門職の人材確保と定住促進を目的として、市内居住及び市内事業所で就労するものが、自ら貸与された奨学金を返還した場合に、最長3年間、当該返還金の一部を助成する。	助成開始3年後の定住及び就業率 95%⇒100%	保健福祉総務課
146 震災奨学金給付事業 (再掲 118,163) 妊乳小中高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43人	学校教育課

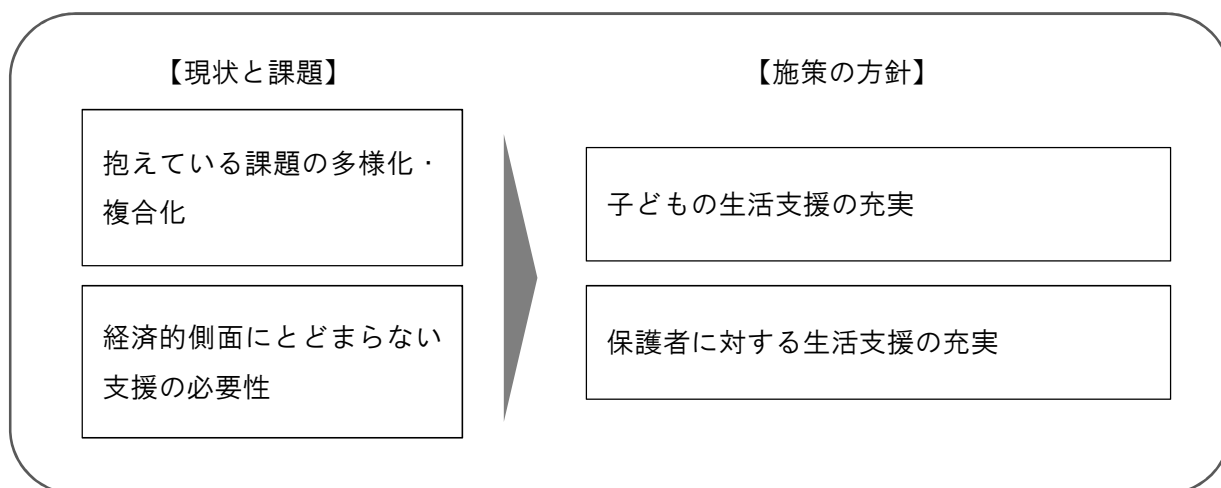
主要施策5-2 困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実

■施策における現状と課題

- 経済的に困窮している世帯では、様々な課題や困りごとを複合的に抱えている場合が多く、生活全般にわたる支援を図っていくことが重要です。
- 生活実態調査の結果を見ると、困窮層世帯の中高生は、一般層と比べて朝食を欠食している人の割合が高く、健康感や自己効力感が低い傾向がみられます。また、学校ヒアリング調査では、課題を抱えている児童生徒について「生活習慣が乱れている」との回答割合が高く、家庭環境において複合的な課題を抱えているケースもみられるとの指摘があります。
- 本市では、ひとり親家庭の子ども等を対象に、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行っています。また、子どもが家庭で健やかに成長できる環境づくりを推進するため、養育に支援が必要な家庭や孤立しがちな保護者に対する支援を行っています。
- 引き続き、様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている子ども・家庭に寄り添った包括的な支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

様々な機会を通じて課題や困りごとを抱えている子ども・家庭の把握に努めつつ、多職種が連携し、経済的側面にとどまらない包括的な支援の充実を図ります。



■具体的な取組み

(1) 子どもの生活支援の充実

子どもが健やかに成長できるための生活支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
147 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業 (再掲 128,142) 妊 乳 小 中 高	生活困窮世帯の子ども等を対象に教室を開設し、児童生徒等への居場所や学習機会の提供、進路未決定者等への社会的自立に向けた相談支援、保護者への養育相談等を実施する。また、通所困難な人に対しては家庭訪問を行い、同様の支援を行う。	高校・専門学校・大学進学又は就職など、個々の子どもが希望する目標の達成	保護課
148 地域力強化推進事業 (再掲 25) 妊 乳 小 中 高	地域共生社会の実現に向け、地域住民の互助や多世代交流を促進するとともに、地域生活課題の把握と解決に取り組む担い手づくりを推進する。	助成事業数 24 回	保健福祉総務課
149 子どもセンター運営事業 (再掲 48,60) 妊 乳 小 中 高	児童厚生施設として、18歳未満の全ての子どもを対象に、遊び・集いの場を提供する。また、利用児童が自らイベントや地域のまちづくりへの参加などを通じ、子どもの権利を具現化した活動を行う。	利用延べ人数 27,722人 ⇒30,000人	子育て支援課
150 地域子ども食堂支援事業 (再掲 51) 妊 乳 小 中 高	「食」の提供と「見守り」を通し、安心して過ごせる子どもの居場所として、地域において幅広い子ども等を対象に「子ども食堂」を開設及び運営する団体に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の子ども食堂開催数 180回	子育て支援課
151 移動型プレーパーク支援事業 (再掲 54) 妊 乳 小 中 高	自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成と見守りのため、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所として、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等に対し、その経費の一部を補助する。	補助団体の移動型プレーパーク開催数 20回	子育て支援課

(2) 保護者に対する生活支援の充実

子どもたちが安心して生活できる環境を整えられるよう、保護者に対する包括的な支援の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
152 養育支援訪問事業 (再掲 67) 【第5部】 妊 乳 小 中 高	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図る。	養育支援が必要な世帯への適切な対応	総合相談センター 健康推進課
153 家庭教育支援事業 (再掲 2) 妊 乳 小 中 高	子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーなど身近な人々による「家庭教育支援チーム」を組織し、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、地域とのコミュニケーションや学習の機会等になかなか参加できない保護者や家庭に対する支援を行う。	参加人数 771人⇒800人	生涯学習課
154 育児ヘルパー事業 (再掲 106,125) 【新規】 妊 乳 小 中 高	産前産後の時期に家事支援を中心としたヘルパー派遣を行う。	年間利用世帯数 70世帯	子育て支援課
155 児童扶養手当支給事業 (再掲 121) 妊 乳 小 中 高	父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭において、子どもを監護する母若しくは、監護し、生計を同じくする父又は父母以外の方に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。	適切な支給の実施	子育て支援課
156 母子・父子家庭医療費助成事業 (再掲 120) 妊 乳 小 中 高	母子及び父子家庭に対し、医療費の助成を行い、生活の安定と福祉の増進を図る。	適切な助成の実施	子育て支援課
157 高等職業訓練促進給付金等事業 (再掲 122,164) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得(看護師、介護福祉士等)のため6か月以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 13件	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
158 子ども医療費助成事業 (再掲 112) 妊 乳 小 中 高	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、医療費の一部負担金を助成する。	適切な助成の実施	保険年金課
159 国民健康保険税子ども均等割減免 (再掲 114) 【新規】 妊 乳 小 中 高	国民健康保険税について、満 18 歳未満の子どもに対する均等割保険税を 3 割減免し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図る。	継続して実施	保険年金課
160 小学校入学祝金支給事業 (再掲 113) 妊 乳 小 中 高	第 2 子以降の小学校入学時に祝い金を支給する。	支給人数 473 人	子育て支援課
161 就学援助事業 (再掲 115, 143) 妊 乳 小 中 高	経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	支援を要する児童生徒の保護者への実施率 100%⇒100%	教育総務課
162 奨学金貸与事業 (再掲 116, 141) 妊 乳 小 中 高	学業優秀、品行方正及び身体健全な学生で経済的理由により修学困難な者に学資を貸与し、有能な人材を育成する。	継続して実施	学校教育課
163 震災奨学金給付事業 (再掲 118, 146) 妊 乳 小 中 高	東日本大震災により親が死亡又は行方不明となり、両親を失った児童生徒に対する就学の支援として奨学金を給付する。	対象者及び給付延べ人数 43 人	学校教育課

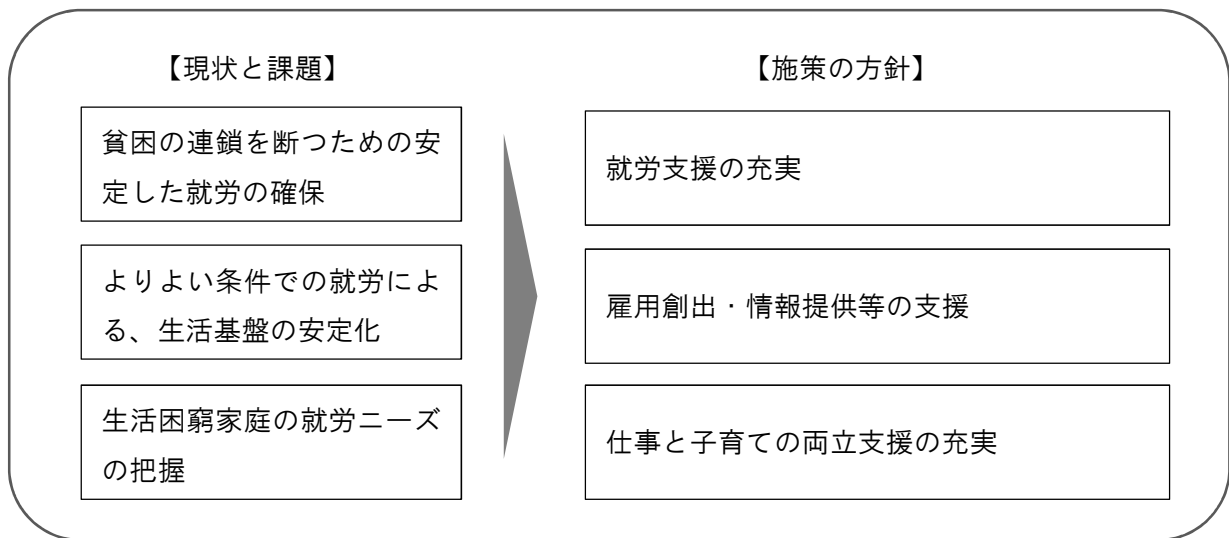
主要施策5-3 保護者への就労支援の充実

■施策における現状と課題

- 保護者の就労は、家庭における安定的な生活基盤を確保していく上でも重要ですが、生活に困窮している世帯では、様々な事情より安定した就労が困難な場合や、非正規労働が常態化している状況がみられます。特に、ひとり親家庭においては、子育てしながら家計を支えていくことにおいて厳しい環境下におかれている場合も多く、そのために心身に大きな負担を強いられている状況もみられます。
- 本市では、ひとり親家庭の親を対象に、職業訓練や資格取得のための講座受講にかかる費用の一部を助成することにより、よりよい条件での就労を支援しています。また、子育てとの両立を支援するための職場環境の整備を行っていく必要があります。
- 引き続き、生活困窮世帯が経済的に自立し、安定的な生活の確保に向けて、ひとり親家庭等が抱える課題や就労ニーズを把握しつつ、支援の充実を図っていく必要があります。

■施策の方針

よりよい条件による就労に向けた支援や雇用の創出、仕事と子育ての両立支援等を通じて、就労や自立を促進し、安定した生活基盤の確保に努めます。



■具体的な取組み

(1) 就労支援の充実

よりよい条件での就労のための支援の充実を図ります。また、より安定した就労機会を確保するため、資格取得や高等学校卒業程度認定試験の合格を支援します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
164 高等職業訓練促進 給付金等事業 (再掲 122,157) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が資格取得（看護師、介護福祉士等）のため 6か月 以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、カリキュラム修了後に高等職業修了支援給付金を支給し、自立の促進や生活の負担を軽減する。	助成件数 13件	子育て支援課
165 自立支援教育訓練 給付金事業 (再掲 123) 妊 乳 小 中 高	ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のため講座（指定講座）を受講した場合、入学料及び受講料の 10割相当額（12,000円以上80万円×年数を上限、320万円以内） を給付する。	助成件数 5件	子育て支援課
166 高等学校卒業程度 認定試験合格支援 事業 (再掲 124) 妊 乳 小 中 高	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講にかかる費用の一部を助成する。	助成件数 1件	子育て支援課
167 就労準備支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	就労意欲の低下や生活リズムが崩れている等、生活習慣の見直しや社会的能力の習得が必要な者等に対し、生活リズムを整えることや社会参加、中間的就労、一般就労に向けた基礎能力や就労の機会を提供する。	継続して実施	保護課
168 生活保護受給者等 に対する就労支援 事業 妊 乳 小 中 高	生活保護受給者や生活困窮者のうち、就労可能と判断される人に対し、就労支援員による支援やハローワークとの連携により、対象者が就労できるように支援する。	継続して実施	保護課

(2) 雇用創出・情報提供等の支援

各種制度を活用しながら雇用創出に努めるとともに、就労に関する各種情報提供の充実を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
169 ハローワーク連携 事業 妊乳小中高	ハローワークと連携して、市内における求人情報を周知することで、雇用を創出する。	継続して実施	商工課
170 就職支援事業 妊乳小中高	ハローワークと連携して、合同企業説明会や出張相談会を実施する。	継続して実施	商工課
171 緊急雇用創出事業 妊乳小中高	震災の影響により離職された人の雇用の場を確保するため、国の雇用創出基金事業を活用し、雇用就業機会の創出を支援する。	継続して実施	商工課 事業終了・削除

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

就労を希望する家庭が、安心して就労できるよう、保育施設や放課後児童クラブ等の受け入れ確保を図ります。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
172 子育てしやすい職場環境整備推進事業 (再掲 141) 妊乳小中高	妊娠・出産や子育てに対する職場の理解を促進するための啓発を行い、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進する。	講座等の実施回数 3回	地域振興課
173 放課後児童健全育成事業 (再掲 49,134) 妊乳小中高	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	利用定員数 2,425人	子育て支援課
174 放課後子ども教室事業 (再掲 18,50) 妊乳小中高	地域の公共施設などを活用し、地域住民の協力により、遊びや学び、体験活動、交流活動等を行うことで、放課後の子どもたちの居場所づくりを行う。	実施か所数 3か所⇒6か所	生涯学習課

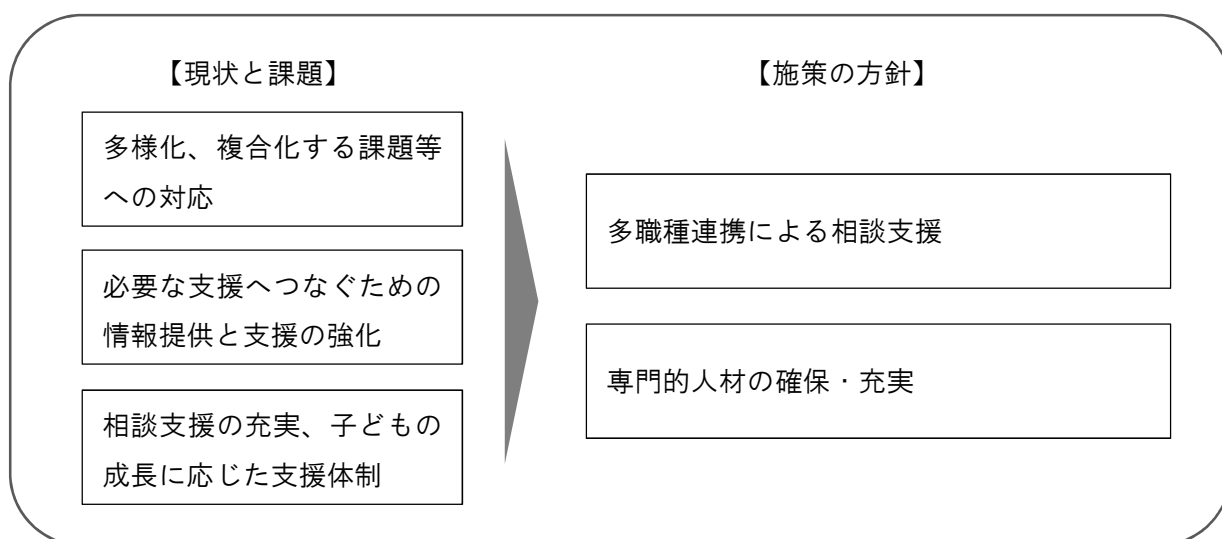
主要施策5-4 相談支援及び地域連携体制の強化【重点施策】

■施策における現状と課題

- 困難な状況を知られたくないという子どもや保護者の思いから、貧困の実態は見えにくく、捉えづらいといわれています。また、多様化、複合化する課題や困りごとに対応していくためには、関係分野間で「子どもの貧困」に対する理解を深め、連携が不可欠です。
- 生活実態調査の結果を見ると、各種支援制度や相談窓口について、困窮層ほど知らなかったことにより利用していない人の割合が高く、必要な支援につながっていない状況がうかがえます。また、学校ヒアリングでは、家庭の状況等から支援を拒まれるケースがあるとの指摘が聞かれました。
- 様々な機会を通じて各種制度、相談窓口の周知と利用促進を図るとともに、専門性の高い人材の育成・確保を図りつつ、必要な支援につながる環境づくりを推進するとともに、子どもの成長に応じて一貫して支援できる体制づくりを図っていく必要があります。

■施策の方針

支援が必要な子ども、家庭が早期に適切な支援を受けることができる環境づくりを推進するとともに、多職種連携による包括的な相談支援と地域連携体制の強化を図ります。



■具体的な取組み

(1) 多職種連携による相談支援

子どもに関わる各分野が必要な情報を共有し、それぞれの専門性を活かした役割分担のもと、相互に連携して子どもや家庭を支援する体制の強化を図るとともに、すでにある多様な相談体制や機関の充実を図り、市内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備し、福祉部門と教育委員会・学校、民間団体などとの連携を強化します。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
175 子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業) (再掲 99,127) [第5部] 妊乳小中高	妊娠・出産期から子育て期(0歳～18歳までの子どもを持つ保護者等)までの各ステージを包括的に網羅する仕組みづくりと、相談支援を実施する。また、ささえあいセンター内で新たに展開する。	設置か所数 基本型 3か所 母子保健型 7か所 特定型 1か所	子育て支援課 健康推進課 子ども保育課
176 多機関協働による包括的相談支援(福祉まるごと相談) (再掲 100) 妊乳小中高	各関係課が包括的に受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図ることが出来るよう連携・調整等の支援を行う。	継続して実施	保健福祉総務課
177 要保護児童対策事業 (再掲 64) 妊乳小中高	福祉、教育、保健、医療、警察、司法などの関係機関・団体による要保護児童対策地域協議会と連携・情報共有しながら、要保護児童対策事業の進行管理を行うとともに、虐待防止研修会等の開催や市民への啓発などを行う。	連携会議開催数 30回⇒60回	総合相談センター
178 消費生活対策事業 妊乳小中高	消費者生活相談員による消費者相談を実施する。	相談受付可能時間数(週) 40時間	総合相談センター
179 無料法律相談事業 妊乳小中高	日常生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士による相談を実施する。	無料法律相談開催回数 24回⇒24回	総合相談センター
180 地域子育て支援拠点事業 (再掲 5,107) [第5部] 妊乳小中高	乳幼児やその親を対象に、子や親同士のふれあいや、遊びの場の提供と、子育てに関する心配事の相談に対応する。	設置か所数 12か所⇒12か所	子育て支援課

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
181 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援） 妊 乳 小 中 高	経済、病気、家庭、被災等の様々な問題により生活が困窮している市民に対し、関係機関と連携し、就労準備、家計改善等の相談を行い、活用できる社会資源につなぐことで、相談者の困窮状態の解消に向けた支援を実施する。	支援プラン作成数 132件	保護課
182 家計改善支援事業 【新規】 妊 乳 小 中 高	家計管理の課題を抱えている相談者が自ら家計管理を行うことができるように、家計表等の作成支援や法的な債務整理のつなぎ、公的な貸付制度の斡旋等を行う。	継続して実施	保護課

(2) 専門的人材の確保・充実

保育、教育、福祉、保健などの各専門分野において、子どもや家庭を支えるための専門的人材を確保します。また、各種研修等を通じて、子どもや保護者の様子の変化やSOSのサインを受け止める「気づく」力を養います。

【主な推進事業・取組み】

事業・取組み	事業概要	目標	担当課
183 民生委員・児童委員関係事業 (再掲 24) 妊乳小中高	高齢者から子どもまで地域住民の相談役として、身近な地域課題を専門機関等へつなぐことにより地域福祉の向上を図っている。	民生委員定数の確保	保健福祉総務課
184 スクールカウンセラー配置事業 (再掲 68) 妊乳小中高	生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する専門家(臨床心理士又は準ずる者)を小中学校及び市立高等学校に配置することにより、児童生徒の問題行動等の解決・未然防止・健全育成に資する。	希望する学校の実態に合わせた派遣及び配置	学校教育課
185 スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業 (再掲 69) 妊乳小中高	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、問題を抱える児童生徒の置かれた環境の問題(家族、友人関係等)について改善を図るための支援を行う。	継続して実施	学校教育課
186 子どもの貧困に関する研修会 【新規】 妊乳小中高	相談体制の充実を図るため、学校と福祉機関などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組む。	年1回実施	子育て支援課